

三菱原子燃料株式会社  
使用前検査実施要領書  
(その4-7)

[放射性廃棄物の廃棄施設]

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
—	<p>新規制定 (原規規発第 2102267 号)</p>	<p>令和 3 年 2 月 2 6 日</p>
1	<p>改訂第 1 版 (原規規発第 21071310 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 頁 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）IV 検査方法 1. 材料検査 【6-a. 壁新設補強】及び【6-b. 壁増打ち補強】におけるコンクリートの検査方法の記載を変更。</li> <li>・ 8 頁 ○放射性廃棄物の廃棄施設（附属建物放射線管理棟前室）IV 検査方法 1. 材料検査 【7-a. 放射線管理棟前室新設】におけるコンクリートの検査方法の記載を変更。</li> <li>・ 10 頁 ○放射性廃棄物の廃棄施設（附属建物除染室・分析室）IV 検査方法 1. 材料検査 【8-a. 柱脚補強】におけるコンクリートの検査方法の記載を変更。</li> <li>・ 18 頁 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）V 判定基準 1. 材料検査 【6-a. 壁新設補強】及び【6-b. 壁増打ち補強】におけるコンクリートの判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 23 頁 ○放射性廃棄物の廃棄施設（附属建物放射線管理棟前室）IV 検査方法 1. 材料検査 【7-a. 放射線管理棟前室新設】におけるコンクリートの判定基準の記載を変更。</li> <li>・ 25 頁 ○放射性廃棄物の廃棄施設（附属建物除染室・分析室）IV 検査方法 1. 材料検査 【8-a. 柱脚補強】におけるコンクリートの判定基準の記載を変更。</li> <li>・ 155 頁 VII 添付資料 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－4 の判定基準欄中【6-a. 壁新設補強】及び【6-b. 壁増打ち補強】におけるコンクリートの判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 158 頁 VII 添付資料 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－4 の判定基準欄中【7-a. 放射線管理棟前室新設】におけるコンクリートの判定基準の記載を変更。</li> <li>・ 159 頁 VII 添付資料 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－4 の判定基準欄中【8-a. 柱脚補強】におけるコンクリートの判定基準の記載を変更。</li> </ul>	<p>令和 3 年 7 月 1 3 日</p>

回	改 訂 内 容	年 月 日
2	<p style="text-align: center;">改訂第2版 (原規規発第2110012号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号 「(令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号にて軽微な変更)」に「及び令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号」を追記。</li> <li>・ 4頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟)【6-d. 屋根面ブレース追設】における検査対象の変更。</li> <li>・ 5頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟)【6-d. 屋根面ブレース追設】における検査対象の変更。</li> <li>・ 19頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟)【6-d. 屋根面ブレース追設】における鉄骨の判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 20頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟)【6-d. 屋根面ブレース追設】における鉄骨の判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 21頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟)【6-h. 鉄扉補強】における角棒の判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 26頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設(附属建物除染室・分析室) 2. 寸法検査 【8-c. 屋根面鉄骨補強】における溝形鋼の判定基準、【8-d. 間仕切り壁更新】における石膏ボードの判定基準、【8-e. エキスパンションジョイント改造】における止水シートの判定基準及び【8-f. 外壁サイディング補強】における等辺山形鋼の判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 27頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設(附属建物除染室・分析室) 2. 寸法検査 【8-g. 鉄扉補強】における角棒の判定基準の記載の変更。</li> </ul>	令和3年10月1日

回	改 訂 内 容	年 月 日
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 85頁 VII 添付資料 添付資料-2 (44 / 106) 表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表 (4 / 4) 主要な部材寸法及び材質の部材寸法欄中 6-d. 屋根面ブレース追設の鉄骨及び 6-h. 鉄扉補強の角棒の記載を変更。</li> <li>・ 89頁 VII 添付資料 添付資料-2 (48 / 106) 表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 (2 / 4) 耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 耐竜巻性能向上の仕様欄中 (1) 本体 8-g. 鉄扉補強及び 8-h. 鉄扉及びシャッタ交換の部材の記載を変更。</li> <li>・ 91頁 添付資料 添付資料-2 (50 / 106) 表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 (4 / 4) 主要な部材寸法及び材質の部材寸法欄中 8-g. 鉄扉補強及び 8-h. 鉄扉及びシャッタ交換の部材の記載を変更。</li> <li>・ 156頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (2 / 7) の判定基準欄中【6-d. 屋根面ブレース追設】における鉄骨の判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 163頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (1 / 9) の判定基準欄中【6-d. 屋根面ブレース追設】における鉄骨の判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 166頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (4 / 9) の判定基準欄中【6-h. 鉄扉補強】における角棒の判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 169頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (7 / 9) の判定基準欄中【8-c. 屋根面鉄骨補強】における溝形鋼の判定基準の記載の変更及び【8-d. 間仕切り壁更新】石膏ボードの引用 JIS の誤記の修正。</li> <li>・ 170頁 VII 添付資料 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (8 / 9) の判定基準欄中【8-f. 外壁サイディング補強】における等辺山形鋼の判定基準の記載の変更。</li> </ul>	令和3年10月1日

回	改 訂 内 容	年 月 日
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 171頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (9/9) の判定基準欄中【8-g. 鉄扉補強】における角棒の判定基準の記載の変更。</li> </ul>	令和3年10月1日
3	<p style="text-align: center;">改訂第3版 (原規規発第2110286号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号 「(令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号及び令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号にて軽微な変更)」に「令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号」を追記。</li> <li>・ 11頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設(付属建物除染室・分析室) 1. 材料検査(2) 検査手順 【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】における検査対象の変更。</li> <li>・ 12頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設(付属建物除染室・分析室) 2. 寸法検査(2) 検査手順 【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】における検査対象の変更。</li> <li>・ 21頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟) 2. 寸法検査【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の変更。</li> <li>・ 25頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設(付属建物除染室・分析室) 1. 材料検査【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】における判定基準の変更。</li> <li>・ 27頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設(付属建物除染室・分析室) 2. 寸法検査【8-g. 鉄扉補強】及び【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】における判定基準の変更。</li> <li>・ 83頁 VII 添付資料 添付資料-2 (42/106) 表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(2/4) 耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 耐竜巻性能向上の仕様欄中(2)本体6-h. 鉄扉補強の寸法の記載を変更。</li> <li>・ 85頁 VII 添付資料 添付資料-2 (44/106) 表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(4/4) 主要部材寸法及び材質欄中6-h. 鉄扉補強の寸法の記載を変更。</li> </ul>	令和3年10月28日

回	改 訂 内 容	年 月 日
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 89頁 VII 添付資料 添付資料-2 (48 / 106) 表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 (2 / 4) 耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 耐竜巻性能向上の仕様欄中(1)本体 8-g. 鉄扉補強の寸法及び8-h. 鉄扉及びシャッタ交換の寸法及び材質の記載を変更。</li> <li>・ 91頁 VII 添付資料 添付資料-2 (50 / 106) 表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 (4 / 4) 主要な部材寸法及び材質の部材寸法欄中8-g. 鉄扉補強の寸法及び8-h. 鉄扉及びシャッタ交換の寸法並びに材質欄中8-h. 鉄扉及びシャッタ交換の材質の記載を変更。</li> <li>・ 95頁 VII 添付資料 添付資料-2 (54 / 106) 図イ建-6 放射線管理棟前室及び放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所壁配線貫通部の記載を変更。</li> <li>・ 98頁 VII 添付資料 添付資料-2 (57 / 106) 図イ建-12 建具表 番号欄中SS-70の材料の記載を変更。</li> <li>・ 161頁 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (7 / 7) の判定基準欄中【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】における鉄扉及びシャッタの判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 166頁 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (4 / 9) の判定基準欄中【6-h. 鉄扉補強】における鉄扉補強材の判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 171頁 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (9 / 9) の判定基準欄中【8-g. 鉄扉補強】における鉄扉補強材及び【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】における鉄扉及びシャッタの判定基準の記載の変更。</li> </ul>	令和3年10月28日
4	<p style="text-align: center;">改訂第4版 (原規規発第2112095号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3頁 III. 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号「令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号及び令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号にて軽微な変更」に「令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号」を追記。</li> </ul>	令和3年12月9日

回	改 訂 内 容	年 月 日
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 46頁 VII 添付資料 添付資料-2 (5/106) 表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (5/15) 技術基準に基づく設計 安全機能を有する施設の地盤欄中 [5.1-建1] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 杭位置の杭先端深度の記載の変更。</li> <li>・ 71頁 VII 添付資料 添付資料-2 (30/106) 表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (5/15) 技術基準に基づく設計 安全機能を有する施設の地盤欄中 [5.1-建1] 除染室・分析室 杭位置の杭先端深度の記載の変更。</li> <li>・ 82頁 VII 添付資料 添付資料-2 (41/106) 表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表 (1/4) 主要な構造材欄中(1)本体及び増築部、(2)廃棄物一時貯蔵所④杭 杭先端深度の記載の変更。</li> <li>・ 88頁 VII 添付資料 添付資料-2 (47/106) 表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 (1/4) 主要な構造材欄中(1)本体④杭 既存部杭先端深度の記載の変更。</li> </ul>	令和3年12月9日
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3頁 III. 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号「令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号にて軽微な変更」に「令和4年5月24日付け三原燃第22-0052号」を追記。</li> <li>・ 3頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟) 1. 材料検査(2) 検査手順【6-a. 壁新設補強】における参照図面の記載の変更及び検査手順の記載を追記。</li> <li>・ 4頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟) 1. 材料検査(2) 検査手順【6-h. 鉄扉補強】における検査手順の記載の変更。</li> <li>・ 5頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設(放射線管理棟) 2. 寸法検査(2) 検査手順【6-a. 壁新設補強】における参照図面の記載の変更及び検査手順の記載を追記。</li> </ul>	令和4年7月5日

回	改 訂 内 容	年 月 日
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）2. 寸法検査(2) 検査手順【6-h. 鉄扉補強】における検査手順の記載の変更。</li> <li>・ 6 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）3. 配置検査(2) 検査手順【6-a. 壁新設補強】における参照図面の記載の変更及び検査手順の記載を追記。</li> <li>・ 7 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）4. 据付検査(2) 検査手順【6-h. 鉄扉補強】における検査手順の記載の変更。</li> <li>・ 7 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）5. 外観検査(2) 検査手順【6-a. 壁新設補強】における参照図面の記載の変更及び検査手順の記載を追記。</li> <li>・ 8 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）5. 外観検査(2) 検査手順【6-h. 鉄扉補強】における検査手順の記載の変更。</li> <li>・ 1 1 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）1. 材料検査(2) 検査手順【8-d. 間仕切り壁更新】における参照図面の記載の変更及び検査手順の記載を追記。</li> <li>・ 1 2 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）2. 寸法検査(2) 検査手順【8-d. 間仕切り壁更新】における参照図面の記載の変更及び検査手順の記載を追記。</li> <li>・ 1 3 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）3. 配置検査(2) 検査手順【8-d. 間仕切り壁更新】における参照図面の記載の変更及び検査手順の記載の変更。</li> <li>・ 1 4 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）5. 据付検査(2) 検査手順【8-d. 間仕切り壁更新】の記載を追記。</li> <li>・ 1 5 頁 IV 検査方法 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）6. 外観検査(2) 検査手順【8-d. 間仕切り壁更新】における参照図面の記載の変更及び検査手順の記載を追記。</li> </ul>	令和 4 年 7 月 5 日



回	改 訂 内 容	年 月 日
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）1. 材料検査【6-a. 壁新設補強】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 20頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）1. 材料検査【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 21頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）2. 寸法検査【6-a. 壁新設補強】における判定基準の記載の変更及び追記。</li> <li>・ 22頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）2. 寸法検査【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 22頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）3. 配置検査【6-a. 壁新設補強】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 23頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）4. 据付検査【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 23頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）5. 外観検査【6-a. 壁新設補強】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 24頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）5. 外観検査【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 26頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）1. 材料検査【8-d. 間仕切り壁更新】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 27頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）2. 寸法検査【8-d. 間仕切り壁更新】における判定基準の記載の変更及び追記。</li> <li>・ 28頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）3. 配置検査【8-d. 間仕切り壁更新】における判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 29頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）5. 据付検査【8-d. 間仕切り壁更新】における記載を追記。</li> <li>・ 30頁 V 判定基準 ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）6. 外観検査【8-d. 間仕切り壁更新】における判定基準の記載の変更及び追記。</li> </ul>	令和4年7月5日

回	改 訂 内 容	年 月 日
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 32頁 V 判定基準 ○その他の加工施設（放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室、付属建物除染室・分析室）（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器）</li> <li>3. 員数検査【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】における判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 33頁 VI その他 記載の変更。</li> <li>・ 39頁 VII 添付資料 添付資料－1（2／5）立会区分表【8-d. 間仕切り壁更新】の据付の区分の変更。</li> <li>・ 44頁 VII 添付資料 添付資料－2（2／106）表ト建－1－1 放射線管理棟 仕様表（2／15）変更内容に新たに「1－3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う」を追記。</li> <li>・ 68頁 VII 添付資料 添付資料－2（26／106）表ト建－1－3 付属建物除染室・分析室 仕様表（1／15）変更内容 1－3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行うの記載を追記。</li> <li>・ 69頁 VII 添付資料 添付資料－2（27／106）表ト建－1－3 付属建物除染室・分析室 仕様表（2／15）変更内容 「・鉄扉交換」を追記及び2. 非常用設備の変更の記載の変更。</li> <li>・ 70頁 VII 添付資料 添付資料 添付資料－2（28／106）表ト建－1－3 付属建物除染室・分析室 仕様表（3／15）火災等による損傷の防止 [4.1-建1] の記載の変更。</li> <li>・ 71頁 VII 添付資料 添付資料－2（29／106）表ト建－1－3 付属建物除染室・分析室 仕様表（4／15）火災等による損傷の防止 [4.3-建5] の記載を追記。</li> </ul>	令和4年7月5日

回	改 訂 内 容	年 月 日
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 84頁 VII 添付資料 添付資料-2 (42 / 106) 表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表 (2 / 4) に「その他 延焼防止及び閉じ込め性能向上欄」を追記。</li> <li>・ 86頁 VII 添付資料 添付資料-2 (44 / 106) 表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表 (4 / 4) 6-a. 壁新設補強及び6-h. 鉄扉補強の記載を追記。</li> <li>・ 90頁 VII 添付資料 添付資料-2 (48 / 106) 表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 (2 / 4) その他 延焼防止及び閉じ込め性能向上欄の記載を追記。</li> <li>・ 92頁 VII 添付資料 添付資料-2 (50 / 106) 表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 (4 / 4) 8-d. 間仕切り壁更新の記載を追記。</li> <li>・ 99頁 VII 添付資料 添付資料-2 (57 / 106) 図イ建-12 交換する鉄扉の記載を追記。</li> <li>・ 101頁 VII 添付資料 添付資料-2 (59 / 106) 図ト建-1 設置する鋼板の記載を追記等。</li> <li>・ 105頁 VII 添付資料 添付資料-2 (63 / 106) 図ト建-5 増設する壁の記載を追記。</li> <li>・ 111頁 VII 添付資料 添付資料-2 (69 / 106) 図ト建-11 増設する壁の記載を追記。</li> <li>・ 122頁 VII 添付資料 添付資料-2 (80 / 106) 図ト建-22 増設する壁の記載を追記等。</li> <li>・ 123頁 VII 添付資料 添付資料-2 (81 / 106) 図ト建-23 設置する鋼板の記載を追記等。</li> <li>・ 124頁 VII 添付資料 添付資料-2 (82 / 106) 図ト建-24 増設する壁の記載を追記。</li> <li>・ 140頁 VII 添付資料 添付資料-2 (98 / 106) 図リ建-34 熱感知器の記載の変更。</li> <li>・ 151頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 備考の記載を削除。</li> <li>・ 156頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (1 / 7) 判定基準欄中【6-a. 壁新設補強】における判定基準の記載を追記。</li> </ul>	令和4年7月5日

回	改 訂 内 容	年 月 日
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 158頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4(3/7) 判定基準欄中【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 161頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4(6/7) 判定基準欄中【8-d. 間仕切り壁更新】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 164頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6(1/9) 判定基準欄中【6-a. 壁新設補強】における判定基準の記載の変更及び追記。</li> <li>・ 167頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6(4/9) 判定基準欄中【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 170頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6(7/9) 判定基準欄中【8-d. 間仕切り壁更新】における判定基準の記載の変更及び追記。</li> <li>・ 174頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-8(1/3) 判定基準欄中【6-a. 壁新設補強】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 176頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-8(3/3) 判定基準欄中【8-d. 間仕切り壁更新】における判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 180頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-12(1/3) 判定基準欄中【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。</li> <li>・ 182頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-12(3/3) 判定基準欄中【8-d. 間仕切り壁更新】を追記。</li> <li>・ 184頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-14(1/5) 判定基準欄中【6-a. 壁新設補強】における判定基準の記載を追記。</li> <li>・ 185頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-14(2/5) 判定基準欄中【6-h. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。</li> </ul>	令和4年7月5日

回	改 訂 内 容	年 月 日
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 187頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-14(4/5) 判定基準欄中【8-d. 間仕切り壁更新】における記載を追記。</li> <li>・ 198頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-20(3/3) 備考中各設備、機器の員数の記載の変更。</li> </ul>	令和4年7月5日

## 目 次

	頁
I 検査目的及び項目 .....	1
II 検査場所 .....	1
III 検査範囲 .....	1
IV 検査方法 .....	3
V 判定基準 .....	19
VI その他 .....	33
VII 添付資料 .....	34

## I 検査目的及び項目

本検査<sup>\*</sup>は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第3条の6第2号及び第3号に係る使用前検査について、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の加工施設が、認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年12月6日号外原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第3条第2項、第4条第1項、同条第3項、第5条、第6条第1項、第8条第1項、同条第2項、第9条、第10条、第12条、第13条第1項、同条第2項、第15条、第16条第2項、第18条第1項、第19条、第22条、第23条第1項、同条第2項及び第24条第1項である。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

### ○放射性廃棄物の廃棄施設（加工規則第3条の6第2号）

材料検査、寸法検査、配置検査、着底検査、据付検査、外観検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

### ○その他の加工施設（加工規則第3条の6第3号）

材料検査、寸法検査、員数検査、配置検査、系統検査、据付検査、外観検査、作動検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

## II 検査場所

事業所名：三菱原子燃料株式会社

所在地：茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

## III 検査範囲

### 1. 検査対象施設及び範囲

#### ○放射性廃棄物の廃棄施設

○放射線管理棟（改造）

○付属建物 放射線管理棟前室（新設）

○付属建物 除染室・分析室（改造）

#### ○その他の加工施設

○放射線管理棟

非常用設備

緊急対策設備(1)

・非常用照明<sup>※1</sup>〔復旧〕

- ・誘導灯<sup>※1</sup>〔復旧〕
- ・安全避難通路<sup>※1</sup>〔増設〕

緊急対策設備(3)

- ・堰（内部溢水止水用（固定式））〔新設〕
- ・堰（内部溢水止水用（一部脱着式））〔新設〕

非常用通報設備

- ・放送設備〔復旧〕
- ・通信連絡設備（電話設備）<sup>※1</sup>〔復旧及び増設〕

自動火災報知設備

- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備〔復旧、増設及び改造〕

消火設備

- ・屋外消火栓<sup>※2</sup>〔変更なし〕
- ・消火器〔復旧及び増設〕

○付属建物 放射線管理棟前室

非常用設備

緊急対策設備(1)

- ・非常用照明〔増設〕
- ・誘導灯〔増設〕

非常用通報設備

- ・放送設備〔増設〕

自動火災報知設備

- ・火災感知設備〔増設〕

消火設備

- ・屋外消火栓<sup>※2</sup>〔変更なし〕
- ・消火器〔増設〕

○付属建物 除染室・分析室

非常用設備

緊急対策設備(1)

- ・非常用照明<sup>※1</sup>〔復旧〕
- ・誘導灯<sup>※1</sup>〔復旧〕
- ・安全避難通路<sup>※1</sup>〔増設〕

緊急対策設備(3)

- ・堰（内部溢水止水用（固定式））〔新設〕
- ・堰（内部溢水止水用（一部脱着式））〔新設〕

非常用通報設備

- ・非常ベル設備<sup>※1</sup>〔復旧〕
- ・放送設備<sup>※1</sup>〔復旧〕
- ・通信連絡設備（電話設備）<sup>※1</sup>〔復旧及び増設〕

自動火災報知設備

- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備〔復旧及び改造〕



## 消火設備

- ・屋外消火栓<sup>※2</sup>〔変更なし〕
- ・消火器〔復旧及び増設〕

※1: 既設で以前に使用前検査を受検していない機器（該当する全ての検査項目を確認）

※2: 放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室及び付属建物除染室・分析室の屋外消火栓に係る検査は、工場棟転換工場に係る検査（使用前検査実施要領書（その4-3））の中で実施する。

## 2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

令和2年3月27日 原規規発第2003279号

（令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号及び令和4年5月24日付け三原燃第22-0052号にて軽微な変更）

## IV 検査方法

○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）

### 1. 材料検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

【6-a. 壁新設補強】（（図イ建-6、図ト建-1、5、6、11、15、16、21 参照）

- ① 鉄筋は SD295A ( ) が使用され、アンカーは SD295A ( ) 及び ( ) 又は SD345 ( ) が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② 塗料は樹脂系塗料かつ難燃材料であることを申請者の品質記録により確認する。
- ③ コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。
- ④ 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管の壁貫通部に施工した耐火シールの材質を申請者の品質記録により確認する。
- ⑤ 下地材は ( ) が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認すること。
- ⑥ 間仕切り壁は ( ) 及び鋼板 ( ) が使用されていることを申請者の品質記録により確認すること。
- ⑦ 下地材、 ( ) 及び鋼板は不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認すること。

【6-b. 壁増打ち補強】（図ト建-5、13、19 参照）

- ① 鉄筋は SD295A( )が使用され、アンカーは SD345( )が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② 塗料は樹脂系塗料かつ難燃材料であることを申請者の品質記録により確認する。
- ③ コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

【6-c. 鉄骨ブレース新設】（図ト建-5、14、20 参照）

鉄骨は が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【6-d. 屋根面ブレース追設】（図ト建-6 参照）

- ① ガセットプレートは 使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② ターンバックルの材料及び強度(降伏点又は耐力)は JIS A 5540 に定められているものが使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

【6-e. 方杖追設補強】（図ト建-6、11、12、20 参照）

鉄骨は が使用され、アンカーは SD295A( )が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【6-f. エキスパンションジョイント改造】（図イ建-5(1/3)、5-1、図ト建-1～10、16、18 参照）

追設カバー(屋外)及びカバー(屋内)は が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】（図ト建-1、2、5、12、14、20 参照）

- ① サイディングは が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② 下地材は 又は が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】（図ト建-1、2、5 参照）

- ① ALCの材質及び強度を申請者の品質記録により確認する
- ② 鋼板は が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【6-h. 鉄扉補強】（図イ建-9、12、13、図ト建-1、2 参照）

鉄扉補強材及び鋼板は が使用されていること及び鉄扉補強材の強

度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【6-i. 鉄扉交換】（図イ建-9、12、図ト建-1、2 参照）

鉄扉は■■■■が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

## 2. 寸法検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

### (2) 検査手順

【6-a. 壁新設補強】（図ト建-1、5、6、11、15、16、21 参照）

- ① 鉄筋及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ④ ■■■■及び鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【6-b. 壁増打ち補強】（図ト建-5、13、19 参照）

- ① 鉄筋及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）を申請者の品質記録により確認する。

【6-c. 鉄骨ブレース新設】（図ト建-5、14、20 参照）

鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【6-d. 屋根面ブレース追設】（図ト建-6 参照）

鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【6-e. 方杖追設補強】（図ト建-6、11、12、20 参照）

鉄骨の断面寸法及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。

【6-f. エキスパンションジョイント改造】（図イ建-5(1/3)、5-1、図ト建-1～10、16、18 参照）

追設カバー（屋外）及びカバー（屋内）の寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】（図ト建-1、2、5、12、14、20 参照）

- ① サイディングの寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。

- ② 耐火被覆材の寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】（図ト建-1、2、5 参照）

- ① ALC の寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。
- ② 鋼板の寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。

【6-h. 鉄扉補強】（図イ建-9、12、13、図ト建-1、2 参照）

鉄扉補強材の断面寸法及び鋼板の寸法を申請者の品質記録により確認する。

【6-i. 鉄扉交換】（図イ建-9、12、図ト建-1、2 参照）

鉄扉の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。

### 3. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【6-a. 壁新設補強】（図イ建-6、図ト建-1、5、6、11、15、16、21 参照）

- ① 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁の貫通部の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② XXXXXXXXXX及び鋼板の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-f. エキспанションジョイント改造】（図イ建-5(1/3)、5-1、図ト建-1～10、16、18 参照）

エキспанションジョイントの配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】（図ト建-1、2、5、12、14、20 参照）

サイディングの配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】（図ト建-1、2、5 参照）

ALC の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

### 4. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【6-c. 鉄骨ブレース新設】（図ト建-5、14、20 参照）

鉄骨の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-d. 屋根面ブレース追設】（図ト建-6 参照）

鉄骨の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-e. 方杖追設補強】（図ト建-6、11、12、20 参照）

鉄骨の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】（図ト建-1、2、5、12、14、20 参照）

サイディングに耐火被覆材が施工されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】（図ト建-1、2、5 参照）

鋼板の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-h. 鉄扉補強】（図イ建-9、12、13、図ト建-1、2 参照）

鉄扉補強材及び鋼板の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-i. 鉄扉交換】（図イ建-9、12、図ト建-1、2 参照）

鉄扉の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

5. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【6-a. 壁新設補強】（図ト建-1、5、6、11、15、16、21 参照）

- ① 新設した壁表面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② XXXXXXXXXX及び鋼板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-b. 壁増打ち補強】（図ト建-5、13、19 参照）

増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-c. 鉄骨ブレース新設】（図ト建-5、14、20 参照）

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-d. 屋根面ブレース追設】（図ト建-6 参照）

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-e. 方杖追設補強】（図ト建-6、11、12、20 参照）

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-f. エキспанションジョイント改造】（図イ建-5(1/3)、5-1、図ト建-1～10、16、18 参照）

エキспанションジョイントに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所）（図ト建-1、2、5、12、14、20 参照）

サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室）（図ト建-1、2、5 参照）

鋼板及び ALC に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-h. 鉄扉補強】（図イ建-9、12、13、図ト建-1、2 参照）

鉄扉、鉄扉補強材及び鋼板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【6-i. 鉄扉交換】（図イ建-9、12、図ト建-1、2 参照）

鉄扉に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物放射線管理棟前室）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【7-a. 放射線管理棟前室新設】（図イ建-5(1/3)、6、9、12、図ト建-1、2、4

～10、17、18 参照)

- ① 浅層改良地盤上面の支持力を申請者の品質記録により確認する。
- ② 鉄筋は SD295A ( ) 又は SD345 ( ) が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 塗料は樹脂系塗料かつ難燃材料であることを申請者の品質記録により確認する。
- ④ 追設カバー（屋外）及びカバー（屋内）は が、止水シートは が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。
- ⑤ 鉄扉は が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ⑥ シート防水は が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。
- ⑦ 電力用、計測用及び制御用ケーブルの壁貫通部に施工した耐火シールの材質を申請者の品質記録により確認する。
- ⑧ コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

## 2. 寸法検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

### (2) 検査手順

【7-a. 放射線管理棟前室新設】(図イ建-5(1/3)、9、12、図ト建-1、2、4～10、17、18 参照)

- ① 鉄筋の径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 追設カバー（屋外）、カバー（屋内）、止水シート、シート防水の寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。
- ④ 鉄扉の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。

## 3. 配置検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### (2) 検査手順

【7-a. 放射線管理棟前室新設】(図イ建-5(1/3)、6、9、12、図ト建-1、2、4～10、17、18 参照)

- ① 放射線管理棟前室の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 電力用、計測用、制御用ケーブル貫通部の配置を立会い又は申請者の品

質記録により確認する。

- ③ 雨樋の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ④ エキスパンションジョイントの配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

#### 4. 据付検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### (2) 検査手順

【7-a. 放射線管理棟前室新設】(図イ建-5(1/3)、9、12、図ト建-1、2、7、8 参照)

鉄扉の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

#### 5. 外観検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### (2) 検査手順

【7-a. 放射線管理棟前室新設】(図イ建-5(1/3)、9、12、図ト建-1、2、4～10、17、18 参照)

- ① 新設した放射線管理棟前室に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 鉄扉に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ③ エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ④ 屋根にシート防水が施工されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

#### ○放射性廃棄物の廃棄施設(付属建物除染室・分析室)

##### 1. 材料検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### (2) 検査手順

【8-a. 柱脚補強】(図ト建-25、28～31 参照)

- ① 鉄筋は SD345( )が使用され、アンカーは SD295A( )が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② 塗料は樹脂系塗料かつ難燃材料であることを申請者の品質記録により



確認する。

- ③ コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】（図ト建-25、30、31 参照）

鉄骨は ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【8-c. 屋根面鉄骨補強】（図ト建-27～29、34 参照）

鉄骨は ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【8-d. 間仕切り壁更新】（図ト建-22～24 参照）

- ① 間仕切り壁は ■■■■ が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。
- ② 石膏ボードは不燃性材料であること。
- ③ 下地材は ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ④ 下地材は不燃性材料であること。
- ⑤ 補修材（鋼板）は ■■■■ が使用されていること及び不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。
- ⑥ 補修材（枠材）は ■■■■ が使用されていること及び不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。

【8-e. エキスパンションジョイント改造】（図イ建-5(1/3)、図ト建-22～24 参照）

追設カバー（屋外）及びカバー（屋内）は ■■■■ が、止水シートは ■■■■ が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

【8-f. 外壁サイディング補強】（図ト建-22、23、25～33 参照）

- ① 鉄筋及びアンカーは SD295A (■■■) が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② 杭（新設部）の規格及び種類を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 下地材は ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ④ サイディングは ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【8-g. 鉄扉補強】（図イ建-9、12、13、図ト建-22、23 参照）

鉄扉補強材は ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【8-h. 鉄扉及びシャッター交換】（図イ建-9、12、図ト建-22、23 参照）

- ① 鉄扉鋼板は ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② シャッターレール部は ■■■■、シャッタースラット部は ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【8-i. 折板追設補強】（図ト建-23、27、34 参照）

- ① 折板は ■■■■ が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

## 2. 寸法検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

### (2) 検査手順

【8-a. 柱脚補強】（図ト建-25、28～31 参照）

- ① 鉄筋及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）を申請者の品質記録により確認する。

【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】（図ト建-25、30、31 参照）

- ① 鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【8-c. 屋根面鉄骨補強】（図ト建-27～29、34 参照）

- ① 鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【8-d. 間仕切り壁更新】（図ト建-22～24 参照）

- ① ■■■■ の寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。
- ② 下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 補修材（鋼板）の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ④ 補修材（枠材）の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。

【8-e. エキスパンションジョイント改造】（図イ建-5(1/3)、図ト建-22～24 参照）

- ① 追設カバー（屋外）、カバー（屋内）及び止水シートの寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。

【8-f. 外壁サイディング補強】（図ト建-22、23、25～33 参照）

- ① 鉄筋及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。

- ② 杭（新設部）の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ④ 鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ⑤ サイディングの寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。

【8-g. 鉄扉補強】（図イ建-9、12、13、図ト建-22、23 参照）

鉄扉補強材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】（図イ建-9、12、図ト建-22、23 参照）

- ① 鉄扉の外形寸法及び鉄扉鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② シャッタの外形寸法、シャッタスラット部の厚み寸法及びシャッタレール部の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【8-i. 折板追設補強】（図ト建-23、27、34 参照）

折板の寸法（板厚）を申請者の品質記録により確認する。

### 3. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【8-d. 間仕切り壁更新】（図ト建-22～24 参照）

石膏ボード及び鋼板の配置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-e. エキспанションジョイント改造】（図イ建-5(1/3)、図ト建-22～24 参照）

エキспанションジョイントの配置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-f. 外壁サイディング補強】（図ト建-22、23、25～33 参照）

- ① 杭の配置位置を申請者の品質記録により確認する。
- ② サイディングの配置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

### 4. 着底検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【8-f. 外壁サイディング補強】（図ト建-25、32 参照）

打設した杭（新設部）の杭頭の GL からの深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であることを申請者の品質記録により確認する。

5. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】（図ト建-25、30、31 参照）

鉄骨の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-c. 屋根面鉄骨補強】（図ト建-27～29、34 参照）

鉄骨の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-d. 間仕切り壁更新】（図ト建-22～24 参照）

補修材の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-g. 鉄扉補強】（図イ建-9、12、13、図ト建-22、23 参照）

鉄扉補強材の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】（図イ建-9、12、図ト建-22、23 参照）

鉄扉及びシャッタの設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-i. 折板追設補強】（図ト建-23、27、34 参照）

折板の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

6. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【8-a. 柱脚補強】（図ト建-25、28～31 参照）

床表面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】（図ト建-25、30、31 参照）

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-c. 屋根面鉄骨補強】（図ト建-27～29、34 参照）

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-d. 間仕切り壁更新】（図ト建-22～24 参照）

- ① [ ] 及び鋼板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 補修材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ③ 補修材（鋼板）が消防法に定める公称作動温度 [ ] にて作動し、ガラリを閉止する仕様になっていることを申請者の品質記録により確認する。

【8-e. エキスパンションジョイント改造】（図イ建-5(1/3)、図ト建-22～24 参照）

エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-f. 外壁サイディング補強】（図ト建-22、23、25～33 参照）

サイディングに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-g. 鉄扉補強】（図イ建-9、12、13、図ト建-22、23 参照）

鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】（図イ建-9、12、図ト建-22、23 参照）

鉄扉及びシャッタに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【8-i. 折板追設補強】（図ト建-23、27、34 参照）

折板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

- その他の加工施設（放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室、付属建物除染室・分析室）（非常用照明、誘導灯、安全避難通路<sup>※1</sup>、堰（内部溢水止水用（固定式））<sup>※2</sup>、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））<sup>※3</sup>、非常ベル設備<sup>※4</sup>、放送設備、通信連絡設備（電話設備）<sup>※5</sup>、火災感知設備及びそれに連動する警報設備<sup>※6</sup>、消火器）
- ※1、※2、※3、※5：付属建物放射線管理棟前室は該当せず。  
※4：付属建物除染室・分析室のみ該当。  
※6：付属建物放射線管理棟前室は感知器のみ該当のため火災感知設備となる。

## 1. 材料検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### (2) 検査手順

【堰（内部溢水止水用（固定式））】（図り建-57、58 参照）

- ① アンカーボルト及び鋼材は [ ] が使用されていること及びその強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② コーキング材は耐薬品性を有する [ ] であることを申請者の品質記録により確認する。

【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】（図り建-57～59 参照）

- ① アンカーボルト及び鋼材は [ ] が使用されていること及びその強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② 止水板は [ ] が装着されたものであることを申請者の品質記録により確認する。
- ③ コーキング材は耐薬品性を有する [ ] であることを申請者の品質記録により確認する。

## 2. 寸法検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

### (2) 検査手順

【堰（内部溢水止水用（固定式））】（図り建-57、58 参照）

- ① アンカーボルトの径寸法及び鋼材断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 堰の高さ寸法を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】（図り建-57～59 参照）

- ① アンカーボルトの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 止水板の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 堰の高さ寸法を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

## 3. 員数検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### (2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】（図り建-10、11、21、22、33、34、45、46、57～59 参照）

設備、機器の員数を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

#### 4. 配置検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### (2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】（図り建-10、11、21、22、33、34、45、46、57～59 参照）

設備、機器の配置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

#### 5. 系統検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### (2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】（図り建-10、11、図り電建-1、2、4 参照）

非常用電源系統に接続されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

#### 6. 据付検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### (2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備】（図り建-10、11、21、22、33、34、57～59 参照）

設備、機器の据付位置及び状態を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

#### 7. 外観検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】（図リ建-10、11、21、22、33～35、45、46、57～59 参照）

設備、機器に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

8. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】（図リ建-10、11、図リ電建-1、2、4 参照）

非常用電源のブレーカを解放後、■秒以上バッテリーにより点灯することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】（図リ建-21、22 参照）

作動試験を行い、正常に作動することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】（図リ建-33、34 参照）

- ① 自動火災報知設備（感知器）について、加煙試験器等による作動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。
- ② 自動火災報知器（ベル）について、鳴動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。
- ③ 自動火災報知器（発信機）について、作動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。

○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室、付属建物除染室・分析室）、その他の加工施設（放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室、付属建物除染室・分析室）

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、



下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。（既設建物の検査に対する適合性確認を含む。）

- ・核燃料物質の臨界防止（第3条第2項）
- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・遮蔽（第13条第1項及び第2項）
- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・警報設備等（第18条第1項）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・放射線管理施設（第22条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

## V 判定基準

### ○放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟）

#### 1. 材料検査

##### 【6-a. 壁新設補強】

- ① 鉄筋は SD295A( )が使用され、アンカーは SD295A( )又は SD345( )が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 295 N/mm<sup>2</sup>以上(SD295A)又は 345 N/mm<sup>2</sup>以上 (SD345)であること。
- ② 塗料は樹脂系塗料かつ国土交通省の認定を受けた難燃材料であること。
- ③ コンクリートの強度が 27.0 N/mm<sup>2</sup>以上であること。
- ④ 電力用、計測用及び制御用ケーブル及び配管の壁貫通部に施工した耐火シールは国土交通大臣の認可を受けたものであること。
- ⑤ 下地材は( )が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup>以上( )又は 245N/mm<sup>2</sup>以上 ( )又は 235N/mm<sup>2</sup>以上( )であること。
- ⑥ 間仕切り壁は( )が使用されていること。
- ⑦ 下地材、( )及び鋼板は不燃性材料であること。

##### 【6-b. 壁増打ち補強】

- ① 鉄筋は SD295A( )が使用され、アンカーは SD345( )が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 295N/mm<sup>2</sup>以上(SD295A)又は 345N/mm<sup>2</sup>以上 (SD345)であること。
- ② 塗料は樹脂系塗料かつ国土交通省の認定を受けた難燃材料であること。

③ コンクリートの強度が 27.0N/mm<sup>2</sup>以上であること。

【6-c. 鉄骨ブレース新設】

鉄骨は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。

【6-d. 屋根面ブレース追設】

- ① ガセットプレートは ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。
- ② ターンバックルは JIS A 5540 で定めるもの。

【6-e. 方杖追設補強】

鉄骨は ■■■■ が使用され、アンカーは SD295A (■■■■) が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上 (■■■■) 又は 295N/mm<sup>2</sup>以上 (SD295A) であること。

【6-f. エキスパンションジョイント改造】

追設カバー（屋外）及びカバー（屋内）は ■■■■ が使用されていること。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】

- ① サイディングは ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup>以上であること。
- ② 下地材は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上 (■■■■) であること。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】

- ① ALC は JIS A 5416 に定められているものであること。
- ② 鋼板は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。

【6-h. 鉄扉補強】

鉄扉補強材及び鋼板は ■■■■ が使用されており、鉄扉補強材の強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。

【6-i. 鉄扉交換】

鉄扉は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。

2. 寸法検査

【6-a. 壁新設補強】

- ① 鉄筋の径寸法は ■■■■ (JIS G3112) 及びアンカーの径寸法は ■■■■

■■■■■■■■■■ (JIS G3112) であること。

- ② 型枠内の寸法（壁厚）は ■■■■ 以上又は ■■■■ 以上であること。
- ③ 下地材の断面寸法は以下のとおりであること。
  - ・ ■■■■
  - ・ ■■■■ 申請者管理値)
- ④ 石膏ボードの厚み寸法は ■■■■ (JIS A6901)、鋼板の断面寸法は ■■■■ (申請者管理値) であること。

【6-b. 壁増打ち補強】

- ① 鉄筋の径寸法は ■■■■ (JIS G3112) 及びアンカーの径寸法は ■■■■ (JIS G3112) であること。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）は ■■■■ 以上であること。

【6-c. 鉄骨ブレース新設】

鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。

- ・ ■■■■
- ・ ■■■■

【6-d. 屋根面ブレース追設】

鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。

- ・ ターンバックル (JIS A 5540) ■■■■

【6-e. 方杖追設補強】

- ① 鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。

- ・ ■■■■
- ・ ■■■■

- ② アンカーの径寸法は ■■■■ (JIS G3112) であること。

【6-f. エクspansionsジョイント改造】

追設カバー（屋外）、カバー（屋内）の寸法（板厚）は以下のとおりであること。

- ・ 追設カバー（屋外） ■■■■ (JIS G 4305)
- ・ カバー（屋内） ■■■■ (JIS G 4305)

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】

- ① サイディングの寸法（板厚）は ■■■■ (JIS G 3321) であること。
- ② 耐火被覆材の寸法（板厚）は ■■■■ 以上（申請者管理値）であること。

③ 下地材の断面寸法は以下のとおりであること。



【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】

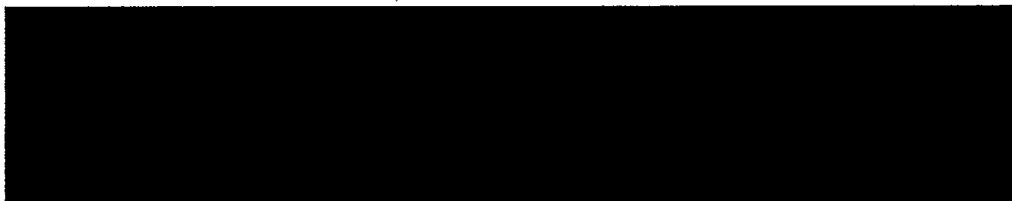
- ① ALCの寸法(板厚)は [REDACTED] (JIS A 5416) であること。
- ② 鋼板の寸法(板厚)は、 [REDACTED] (JIS G 3194) であること。

【6-h. 鉄扉補強】

- ① 鉄扉補強材の断面寸法は角棒 [REDACTED] (申請者管理値 JIS G3191 準用) であること。
- ② 鋼板の寸法は以下のとおりであること。
  - ・ [REDACTED] (申請者管理値)
  - ・ [REDACTED] (申請者管理値)

【6-i. 鉄扉交換】

鉄扉の外形寸法 (JIS A 4702 (W 及び H) 及び JIS G 3193 (t) ) は以下のとおりであること。



3. 配置検査

【6-a. 壁新設補強】

- ① 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管の貫通部の配置位置が設工認申請書のとおりであること。
- ② [REDACTED] 及び鋼板の配置が設工認申請書のとおりであること。

【6-f. エキスパンションジョイント改造】

エキスパンションジョイントの配置が設工認申請書のとおりであること。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】

サイディングの配置が設工認申請書のとおりであること。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】

ALCの配置が設工認申請書のとおりであること。

4. 据付検査

【6-c. 鉄骨ブレース新設】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【6-d. 屋根面ブレース追設】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【6-e. 方杖追設補強】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】

サイディングに耐火被覆材が施工されていること。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】

鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【6-h. 鉄扉補強】

鉄扉補強材及び鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【6-i. 鉄扉交換】

鉄扉の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

5. 外観検査

【6-a. 壁新設補強】

- ① 新設した壁表面に有害な傷及び変形がないこと。
- ② XXXXXXXXXX及び鋼板に有害な傷及び変形がないこと。

【6-b. 壁増打ち補強】

増打した壁表面に有害な傷及び変形がないこと。

【6-c. 鉄骨ブレース新設】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【6-d. 屋根面ブレース追設】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【6-e. 方杖追設補強】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【6-f. エキスパンションジョイント改造】

エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。

【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】

サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。

【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】

鋼板及びALCに有害な傷及び変形がないこと。

【6-h. 鉄扉補強】

鉄扉、鉄扉補強材及び鋼板に有害な傷及び変形がないこと。

【6-i. 鉄扉交換】

鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。

○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物放射線管理棟前室）

1. 材料検査

【7-a. 放射線管理棟前室新設】

- ① 浅層改良地盤上面の許容応力度が長期 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期 100kN/m<sup>2</sup>以上であること。
- ② 鉄筋はSD295A( )又はSD345( )が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は295N/mm<sup>2</sup>以上(SD295A)又は345 N/mm<sup>2</sup>以上(SD345)であること。
- ③ 塗料は樹脂系塗料かつ国土交通省の認定を受けた難燃材料であること。
- ④ 追設カバー（屋外）及びカバー（屋内）は が、止水シートは が使用されていること。
- ⑤ 鉄扉は が使用されており、強度（降伏点又は耐力）245 N/mm<sup>2</sup>以上であること。
- ⑥ シート防水は が使用されていること。
- ⑦ 電力用、計測用及び制御用ケーブルの壁貫通部に施工した耐火シールは国土交通省の認定を受けたものであること。
- ⑧ コンクリートの強度が 24.0 N/mm<sup>2</sup>以上であること。

2. 寸法検査

【7-a. 放射線管理棟前室新設】

- ① 鉄筋の径寸法が (JIS G3112) であること。
- ② 型枠内の寸法は以下のとおりであること。
  - ・ 柱
  - ・ 梁
  - ・ 壁
  - ・ 屋根

- ・床 [REDACTED]
- ③ 追設カバー（屋外）、カバー（屋内）止水シート、シート防水の寸法（追設カバー（屋外）、カバー（屋内）：JIS G 4305、止水シート、シート防水：申請者管理値）は以下のとおりであること。
  - ・追設カバー（屋外） [REDACTED]
  - ・カバー（屋内） [REDACTED]
  - ・止水シート [REDACTED]
  - ・シート防水 [REDACTED]
- ④ 鉄扉の外形寸法（JIS A 4702（W及びH）及びJIS G 3193（t））は以下のとおりであること。  
[REDACTED]

### 3. 配置検査

#### 【7-a. 放射線管理棟前室新設】

- ① 放射線管理棟前室の配置位置が設工認申請書のとおりであること。
- ② 電力用、計測用、制御用ケーブルの壁貫通部の配置位置が設工認申請書のとおりであること。
- ③ 雨樋の配置位置が設工認申請書のとおりであること。
- ④ エキスパンションジョイントの配置位置が設工認申請書のとおりであること。

### 4. 据付検査

#### 【7-a. 放射線管理棟前室新設】

鉄扉の設置位置が設工認申請書の記載内容のとおりであること。

### 5. 外観検査

#### 【7-a. 放射線管理棟前室新設】

- ① 新設した放射線管理棟前室に有害な傷及び変形がないこと。
- ② 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
- ③ エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
- ④ 屋根にシート防水が施工されていること。

## ○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物除染室・分析室）

### 1. 材料検査

#### 【8-a. 柱脚補強】

- ① 鉄筋はSD345が使用され、アンカーはSD295Aが使用されており、強度（降伏点又は耐力）は295N/mm<sup>2</sup>以上（SD295A）又は345N/mm<sup>2</sup>以上（SD345）であること。
- ② 塗料は樹脂系塗料かつ国土交通省の認定を受けた難燃材料であること。
- ③ コンクリートの強度が21.0N/mm<sup>2</sup>以上であること。

【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】

鉄骨は■■■■が使用されており、強度（降伏点又は耐力） $245\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。

【8-c. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨は■■■■が使用されており、強度（降伏点又は耐力） $245\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。

【8-d. 間仕切り壁更新】

- ① 間仕切り壁は■■■■が使用されていること。
- ② 石膏ボードは不燃性材料であること。
- ③ 下地材は■■■■が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は $205\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。
- ④ 下地材は不燃性材料であること。
- ⑤ 補修材（鋼板）は■■■■が使用されていること及び不燃性材料であること。
- ⑥ 補修材（枠材）は■■■■が使用されていること及び不燃性材料であること。

【8-e. エキスパンションジョイント改造】

追設カバー（屋外）及びカバー（屋内）は■■■■が、止水シートは■■■■が使用されていること。

【8-f. 外壁サイディング補強】

- ① 鉄筋及びアンカーはSD295Aが使用されており、強度（降伏点又は耐力） $295\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。
- ② 杭（新設部）は、国土交通省認定番号：■■■■であること。
- ③ 下地材は■■■■が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は $245\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。
- ④ サイディングは■■■■が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は $205\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。

【8-g. 鉄扉補強】

鉄扉補強材は■■■■が使用されており、強度（降伏点又は耐力） $245\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。

【8-h. 鉄扉及びシャッター交換】

- ① 鉄扉鋼板及びシャッターレール部は■■■■が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が $245\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。
- ② シャッタースラット部は■■■■が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が



235N/mm<sup>2</sup>以上（申請者管理値）であること。

【8-i. 折板追設補強】

折板は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup>以上であること。

2. 寸法検査

【8-a. 柱脚補強】

- ① 鉄筋の径寸法が ■■■■（JIS G3112）及びアンカーの径寸法は ■■■■（JIS G3112）であること。
- ② 型枠内の寸法は以下のとおりであること。



【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】

鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。



【8-c. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。



【8-d. 間仕切り壁更新】

- ① ■■■■ の寸法（板厚）（JIS A 6901）は ■■■■ ■■■■ であること。
- ② 下地材の断面寸法は ■■■■（JIS A 6517）であること。
- ③ 補修材（鋼板）の厚み寸法は ■■■■（申請者管理値）であること。
- ④ 補修材（枠材）の外形寸法は ■■■■（申請者管理値）であること。

【8-e. エキスパンションジョイント改造】

追設カバー（屋外）、カバー（屋内）、止水シートの寸法（追設カバー（屋外）、カバー（屋内））：JIS G 4305は以下のとおりであること。

- ・ 追設カバー（屋外）
- ・ カバー（屋内）
- ・ 止水シート

【8-f. 外壁サイディング補強】

- ① 鉄筋及びアンカーの径寸法は (JIS G3112) であること。
- ② 杭（新設部）の外径寸法は (JIS G 3444) であること。
- ③ 下地材の断面寸法は (JIS G 3466) であること。
- ④ 鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。

- ⑤ サイディングの寸法（板厚）は (JIS G 3321) であること。

【8-g. 鉄扉補強】

鉄扉補強材の断面寸法は角棒 (申請者管理値 JIS G3191 準用) であること。

【8-h. 鉄扉及びシャッター交換】

- ①鉄扉の外形寸法が設工認申請書に記載されている寸法に対し、幅(W)及び高さ(H)については JIS A4702 に定める許容差（申請者管理値）、鉄扉鋼板の厚さ(t)については JIS G3193 に定める許容差（申請者管理値）のとおりであること。
- ②シャッターの外形寸法が設工認申請書に記載されている寸法に対し、幅(W)及び高さ(H)については JIS A4705 に定める許容差（申請者管理値）、シャッタースラット部及びシャッターレール部の断面寸法については JIS G3193 に定める許容差（申請者管理値）のとおりであること。

【8-i. 折板追設補強】

折板の寸法（板厚）は (JIS G 3321) であること。

3. 配置検査

【8-d. 間仕切り壁更新】

及び鋼板の配置位置が設工認申請書のとおりであること。

【8-e. エキスパンションジョイント改造】

エキスパンションジョイントの配置位置が設工認申請書のとおりであること。

【8-f. 外壁サイディング補強】

- ① 杭の配置位置が設工認申請書のとおりであること。
- ② サイディングの設置位置が設工認申請書のとおりであること。

4. 着底検査

【8-f. 外壁サイディング補強】

打設した杭（新設部）の杭頭の GL からの深さと杭の長さの合計が支持層レベル ■■■■■ 以上であること。

5. 据付検査

【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【8-c. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【8-d. 間仕切り壁更新】

補修材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【8-g. 鉄扉補強】

鉄扉補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【8-h. 鉄扉及びシャッター交換】

鉄扉及びシャッターの設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【8-i. 折板追設補強】

折板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

6. 外観検査

【8-a. 柱脚補強】

床表面に有害な傷及び変形がないこと。

【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【8-c. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【8-d. 間仕切り壁更新】

- ① [ ]及び鋼板に有害な傷及び変形がないこと。
- ② 補修材に有害な傷及び変形がないこと。
- ③ 補修材（鋼板）が消防法に定める公称作動温度 60～70℃にて作動し、ガ  
ラリを閉止する仕様になっていること。

【8-e. エキспанションジョイント改造】

エキспанションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。

【8-f. 外壁サイディング補強】

サイディングに有害な傷及び変形がないこと。

【8-g. 鉄扉補強】

鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。

【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】

鉄扉及びシャッタに有害な傷及び変形がないこと。

【8-i. 折板追設補強】

折板に有害な傷及び変形がないこと。

○その他の加工施設（放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室、付属建物除染室・  
分析室）（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、  
堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電  
話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器）

1. 材料検査

【堰（内部溢水止水用（固定式））】

- ① アンカーボルト及び鋼材は [ ]が使用されており、その強度（降伏点  
又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup>以上であること。
- ② コーキング材は耐薬品性を有する [ ]であること。

【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】

- ① アンカーボルト及び鋼材は [ ]が使用されており、その強度（降伏点  
又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup>以上であること。
- ② 止水板は [ ]  
[ ]が装着されたものであること。
- ③ コーキング材は耐薬品性を有する [ ]であること。

2. 寸法検査

【堰（内部溢水止水用（固定式））】



- 空気管式感知器■基、発信機（P型）■個、警報装置（ベル）■個
- ・消火器：粉末消火器 10 型■本、二酸化炭素消火器 7 型■本、金属用消火器 ■本
- 附属建物放射線管理棟前室
  - ・非常用照明：■台
  - ・誘導灯：避難口誘導灯■個
  - ・放送設備（スピーカ）：■台
  - ・火災感知設備：熱感知器■個
  - ・消火器：粉末消火器 10 型■本
- 附属建物除染室・分析室
  - ・非常用照明：■台
  - ・誘導灯：避難口誘導灯■個、通路誘導灯■個
  - ・堰（内部溢水止水用（固定式））：■個
  - ・堰（内部溢水止水用（一部脱着式））：■個
  - ・非常ベル設備：■個
  - ・放送設備（スピーカ）：■台
  - ・通信連絡設備（電話設備）：有線式■台、無線式■台
  - ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備：熱感知器■個、煙感知器■個、空気管式感知器■基、発信機（P型）■個、警報装置（ベル）■個
  - ・消火器：粉末消火器 10 型■本、二酸化炭素消火器 7 型■本

#### 4. 配置検査

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】  
設備、機器の配置位置は設工認申請書のとおりであること。

#### 5. 系統検査

【非常用照明、誘導灯】  
非常用照明及び誘導灯は非常用電源系統に接続されていること。

#### 6. 据付検査

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備】  
設備、機器の据付位置は設工認申請書のとおりであること。

#### 7. 外観検査

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】  
設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。

## 8. 作動検査

### 【非常用照明、誘導灯】

非常用電源のブレーカを解放後、■秒以上バッテリーにより点灯すること。

### 【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】

正常に作動すること。

### 【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】

- ① 自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。
- ② 自動火災報知設備（ベル）が正常に作動すること。
- ③ 自動火災報知設備（発信機）が正常に作動すること。

## ○成型施設、その他の加工施設

### 1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設計の変更が生じた構築物等について、工事計画設工認申請書に従って工事が行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・核燃料物質の臨界防止（第3条第2項）
- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・遮蔽（第13条第1項及び第2項）
- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・警報設備等（第18条第1項）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・放射線管理施設（第22条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

## VI その他

本検査は、第7次設工認申請書に記載されている加工施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

添付資料-1 立会区分表

添付資料-2 関連図書

1/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(1/15)
2/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(2/15)
3/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(3/15)
4/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(4/15)
5/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(5/15)
6/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(6/15)
7/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(7/15)
8/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(8/15)
9/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(9/15)
10/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(10/15)
11/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(11/15)
12/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(12/15)
13/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(13/15)
14/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(14/15)
15/106	表卜建-1-1	放射線管理棟	仕様表(15/15)
16/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(1/10)
17/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(2/10)
18/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(3/10)
19/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(4/10)
20/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(5/10)
21/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(6/10)
22/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(7/10)
23/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(8/10)
24/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(9/10)
25/106	表卜建-1-2	附属建物 放射線管理棟前室	仕様表(10/10)
26/106	表卜建-1-3	附属建物 除染室・分析室	仕様表(1/15)
27/106	表卜建-1-3	附属建物 除染室・分析室	仕様表(2/15)
28/106	表卜建-1-3	附属建物 除染室・分析室	仕様表(3/15)
29/106	表卜建-1-3	附属建物 除染室・分析室	仕様表(4/15)
30/106	表卜建-1-3	附属建物 除染室・分析室	仕様表(5/15)
31/106	表卜建-1-3	附属建物 除染室・分析室	仕様表(6/15)
32/106	表卜建-1-3	附属建物 除染室・分析室	仕様表(7/15)



33/106	表ト建-1-3	付属建物	除染室・分析室	仕様表(8/15)
34/106	表ト建-1-3	付属建物	除染室・分析室	仕様表(9/15)
35/106	表ト建-1-3	付属建物	除染室・分析室	仕様表(10/15)
36/106	表ト建-1-3	付属建物	除染室・分析室	仕様表(11/15)
37/106	表ト建-1-3	付属建物	除染室・分析室	仕様表(12/15)
38/106	表ト建-1-3	付属建物	除染室・分析室	仕様表(13/15)
39/106	表ト建-1-3	付属建物	除染室・分析室	仕様表(14/15)
40/106	表ト建-1-3	付属建物	除染室・分析室	仕様表(15/15)
41/106	表ト建-2-1	放射線管理棟	主要な構造材の仕様表(1/4)	
42/106	表ト建-2-1	放射線管理棟	主要な構造材の仕様表(2/4)	
43/106	表ト建-2-1	放射線管理棟	主要な構造材の仕様表(3/4)	
44/106	表ト建-2-1	放射線管理棟	主要な構造材の仕様表(4/4)	
45/106	表ト建-2-2	付属建物	放射線管理棟前室	主要な構造材の仕様表(1/2)
46/106	表ト建-2-2	付属建物	放射線管理棟前室	主要な構造材の仕様表(2/2)
47/106	表ト建-2-3	付属建物	除染室・分析室	主要な構造材の仕様表(1/4)
48/106	表ト建-2-3	付属建物	除染室・分析室	主要な構造材の仕様表(2/4)
49/106	表ト建-2-3	付属建物	除染室・分析室	主要な構造材の仕様表(3/4)
50/106	表ト建-2-3	付属建物	除染室・分析室	主要な構造材の仕様表(4/4)
51/106	図イ建-1	敷地内建物配置図		
52/106	図イ建-5(1/3)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)		
53/106	図イ建-5-1	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図		
54/106	図イ建-6	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)		
55/106	図イ建-9	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)		
56/106	図イ建-11-1	工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)		
57/106	図イ建-12	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表		
58/106	図イ建-13	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図		
59/106	図ト建-1	放射線管理棟 建物平面図(前室含む)		
60/106	図ト建-2	放射線管理棟 建物立面図		

61/106	図ト建-3	放射線管理棟 建物断面図
62/106	図ト建-4	放射線管理棟 杭及び基礎伏図
63/106	図ト建-5	放射線管理棟 基礎及び壁伏図
64/106	図ト建-6	放射線管理棟 屋根梁伏図
65/106	図ト建-7	付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図
66/106	図ト建-8	付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図
67/106	図ト建-9	付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図
68/106	図ト建-10	付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図
69/106	図ト建-11	放射線管理棟 C'、D' 通り軸組図
70/106	図ト建-12	放射線管理棟 E 通り軸組図
71/106	図ト建-13	放射線管理棟 15 通り軸組図
72/106	図ト建-14	放射線管理棟 25' 通り (本体部) 軸組図
73/106	図ト建-15	放射線管理棟 B'、B'' 通り軸組図
74/106	図ト建-16	放射線管理棟 25' 通り (増築部) 軸組図
75/106	図ト建-17	付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2 通り軸組図
76/106	図ト建-18	付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2 通り軸組図
77/106	図ト建-19	放射線管理棟 壁増打ち補強リスト
78/106	図ト建-20	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図
79/106	図ト建-21	放射線管理棟 B'、C'、25' 通り壁新設補強詳細図
80/106	図ト建-22	付属建物 除染室・分析室 建物平面図
81/106	図ト建-23	付属建物 除染室・分析室 建物立面図
82/106	図ト建-24	付属建物 除染室・分析室 建物断面図
83/106	図ト建-25	付属建物 除染室・分析室 杭及び基礎伏図
84/106	図ト建-26	付属建物 除染室・分析室 梁伏図(1F+4100 付近)
85/106	図ト建-27	付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図
86/106	図ト建-28	付属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り軸組図
87/106	図ト建-29	付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸組図
88/106	図ト建-30	付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸組図
89/106	図ト建-31	付属建物 除染室・分析室 26 通り軸組図
90/106	図ト建-32	付属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り軸組図
91/106	図ト建-33	付属建物 除染室・分析室 26' 通り補強詳細図
92/106	図ト建-34	付属建物 除染室・分析室 屋根面鉄骨補強及び折板追設補強概略図
93/106	図リ建-10	放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路

94/106	図リ建一 1 1	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
95/106	図リ建一 2 1	放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）
96/106	図リ建一 2 2	付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）
97/106	図リ建一 3 3	放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
98/106	図リ建一 3 4	付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
99/106	図リ建一 4 5	放射線管理棟 消火設備 消火器
100/106	図リ建一 4 6	付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器
101/106	図リ建一 5 7	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用）
102/106	図リ建一 5 8	放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用）
103/106	図リ建一 5 9	緊急対策設備(3) 堰（一部脱着式）脱着部詳細図
104/106	図リ電建一 1	非常用照明・誘導灯（転換工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室）非常用ディーゼル発電機負荷系統図
105/106	図リ電建一 2	非常用照明・誘導灯（成型工場1階、放射線管理棟）非常用ディーゼル発電機負荷系統図
106/106	図リ電建一 4	非常用照明・誘導灯（放射線管理棟、放射線管理棟前室）非常用ディーゼル発電機負荷系統図

添付資料-3 使用前検査成績書様式

立 会 区 分 表

施設名	機器等の名称		重要度による区分		立会区分					備 考		
			安重区分	耐震重要度分類	材料	寸法	配置	据付	外観		設計変更の検査※	
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟	6-a. 壁新設補強	非安重	第1類	B	B	A/B	-	A/B	B	[記号説明] A：立会検査 A/B：抜取立会検査 B：記録検査	
		6-b. 壁増打ち補強					-					
		6-c. 鉄骨ブレース新設						-				A/B
		6-d. 屋根面ブレース追設					-					
		6-e. 方杖追設補強						-				A/B
		6-f. エキспанションジョイント改造					A/B					
		6-g. 外壁更新					-	A/B				
		6-h. 鉄扉補強										-
		6-i. 鉄扉交換					-	A/B				
	付属建物 放射線管理棟前室	7-a. 放射線管理棟前室新設										

※ 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

立 会 区 分 表

施設名	機器等の名称	重要度による区分		立会区分							備考	
		安重区分	耐震重要度分類	材料	寸法	配置	着底	据付	外観	設計変更の検査※		
放射性廃棄物の廃棄施設	8-a. 柱脚補強	非安重	第1類	B	B	A/B	-	-	-	A/B	B	[記号説明] A: 立会検査 A/B: 抜取立会検査 B: 記録検査
	8-b. 鉄骨ブレース交換補強								A/B			
	8-c. 屋根面鉄骨補強								-			
	8-d. 間仕切り壁更新								-			
	8-e. エキスパンションジョイント改造								-			
	8-f. 外壁サイディング補強								B			
	8-g. 鉄扉補強								-			
	8-h. 鉄扉及びシャッタ交換								A/B			
	8-i. 折板追設補強								-			

※ 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

立 会 区 分 表

施設名	機器等の名称		重要度による区分		立会区分								備考
			安重区分	耐震重要度分類	材料	寸法	員数	配置	系統	据付	外観	作動	
その他の加工施設 (放射線管理棟)	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	第3類	-	-	A/B		A/B	A/B		A/B		[記号説明] A: 立会検査 A/B: 抜取立会検査 B: 記録検査
		誘導灯											
		安全避難通路											
	非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用(固定式))	第1類	B	A/B		A/B			A/B	-	B	
		堰(内部溢水止水用(一部脱着式))											
	非常用設備 非常用通報設備	放送設備	第3類	-	-	A/B		-	A/B		A/B	B	
		通信連絡設備											
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備											
	非常用設備 消火設備	屋外消火栓				-	-					-	
		消火器				A/B	A/B				A/B	B	

※ 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

立 会 区 分 表

施設名	機器等の名称		重要度による区分		立会区分								備 考						
			安重区分	耐震重要度分類	材料	寸法	員数	配置	系統	据付	外観	作動		設計変更の検査※					
その他の加工施設 (付属建物放射線管理棟前室)	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	非安重	第3類	-	-								[記号説明] A: 立会検査 A/B: 抜取立会検査 B: 記録検査					
		誘導灯													A/B	A/B			
	非常用設備 非常用通報設備	放送設備													A/B	A/B	A/B	A/B	B
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備													-		B		
	非常用設備 消火設備	屋外消火栓													-	-	-		
		消火器													A/B	A/B	A/B	B	

※ 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

立 会 区 分 表

施設名	機器等の名称		重要度による区分		立会区分								備考		
			安重区分	耐震重要度分類	材料	寸法	員数	配置	系統	据付	外観	作動		設計変更の検査※	
その他の加工施設 (付属建物除染室・分析室)	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	第3類	-	-	A/B		A/B	A/B		A/B		A/B	[記号説明] A:立会検査 A/B:抜取立会検査 B:記録検査	
		誘導灯													
		安全避難通路													
	非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用(固定式))	第1類	B	A/B		A/B		A/B	-	-	-	B		
		堰(内部溢水止水用(一部脱着式))													
	非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	第3類	-	-	A/B		-	A/B		A/B	-	B		
		放送設備													
		通信連絡設備 (電話設備)													
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備													
	非常用設備 消火設備	屋外消火栓													
消火器					A/B	A/B				A/B		B			

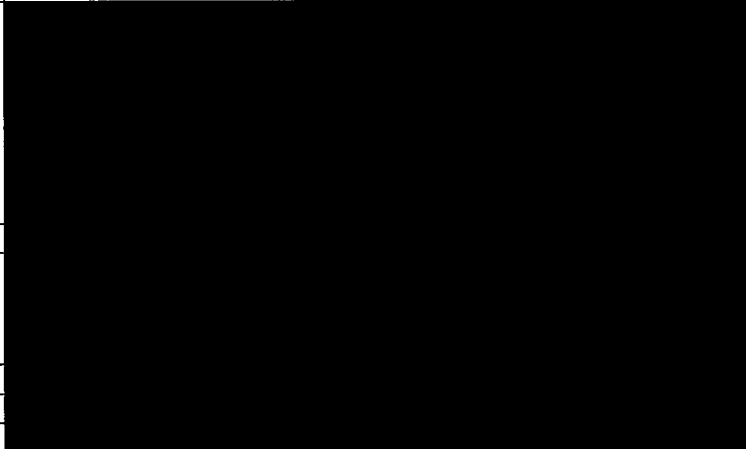
※ 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査



表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (1/15)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)                  {847}建物 放射線管理棟                  {848}堰 (内部溢水止水用)                  {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備                  {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備                  {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓                  {894,898}非常用設備 消火設備 消火器                  {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備                  {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備                  {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯                  {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯                  {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>放射線管理棟                  堰 (内部溢水止水用)                  非常用通報設備 放送設備                  非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)                  消火設備 屋外消火栓                  消火設備 消火器                  自動火災報知設備 火災感知設備                  自動火災報知設備 警報設備                  緊急対策設備 非常用照明                  緊急対策設備 誘導灯                  緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造                  1.建物の改造工事                  1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う                  ・壁新設補強                  放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する                  ・壁増打ち補強                  放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする                  ・鉄骨ブレース新設                  放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する                  ・屋根面ブレース追設                  放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する                  ・方杖追設補強                  放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する                  ・エキスパンションジョイント改造                  管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する                  1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う                  ・外壁更新                  F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部を ALC 壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する                  ・鉄扉補強                  F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する                  ・鉄扉交換                  F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する</p>	

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (2/15)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁新設補強 洗濯室南側の境界にある既設のCB壁と屋根との間に [ ] と鋼板による間仕切り壁を新設する</li> <li>・鉄扉補強 内部火災による延焼防止のために通路(4)と廃水処理室、廃棄物缶詰室の境界にある鉄扉のガラリを鋼板にて閉塞する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>
<p>員数</p>	<p>1式</p>
<p>一般仕様</p> <p>型式</p> <hr/> <p>主要な構造材</p> <p>寸法(単位:m)</p> <hr/> <p>その他の構成機器</p> <p>その他の性能</p> <p>取扱う核燃料物質の状態</p>	

表卜建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (3/15)

技術基準に基づき設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[Redacted Content]
	火災等による損傷の防止	

表ト建－1－1 放射線管理棟 仕様表（4/15）

技術基準に基づき設計（注）	火災等による損傷の防止	
---------------	-------------	--

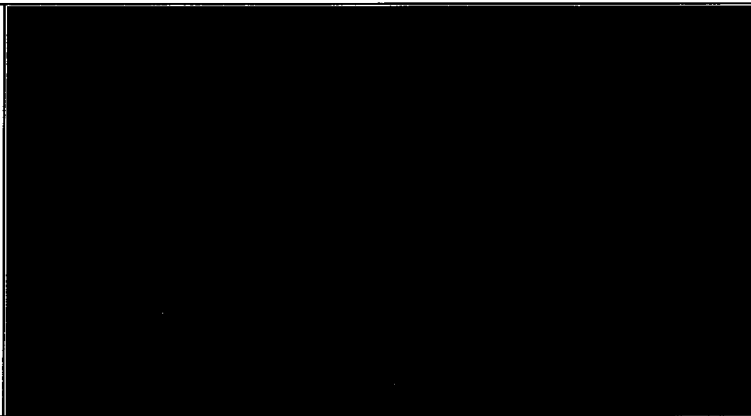
表卜建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (5/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	
	地震による損傷の防止	

表卜建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (6/15)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	
	津波による損傷の防止	

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (7/15)

技術基準に基づき設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	
---------------	-----------------	--

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (8/15)

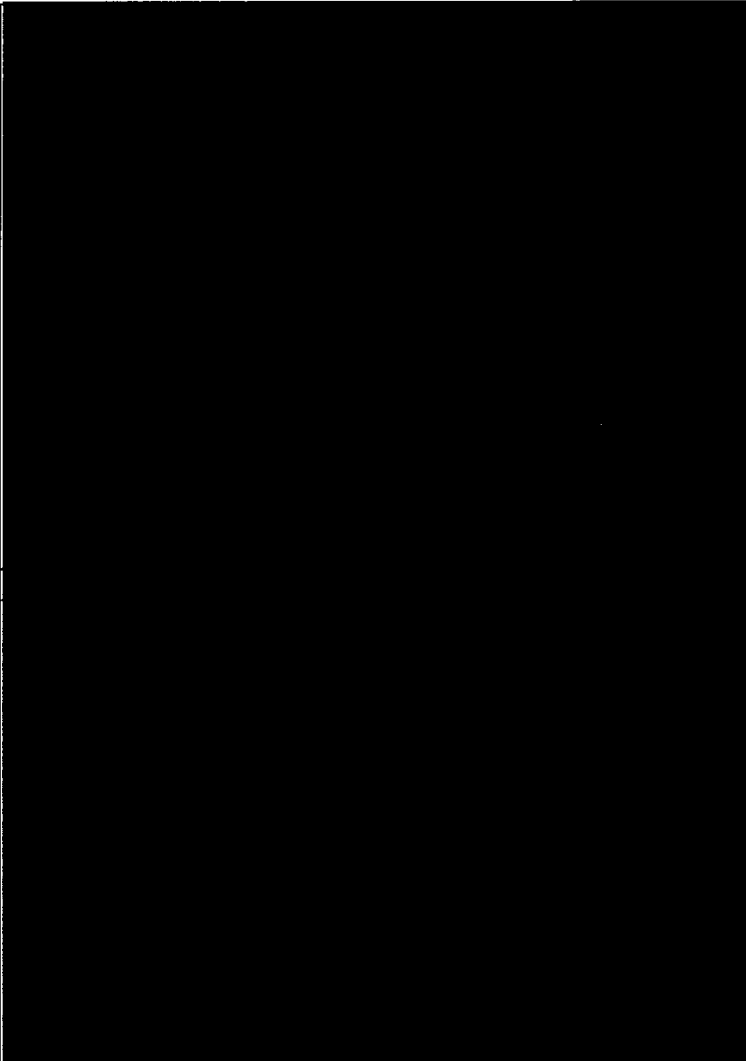
技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	
---------------	-----------------	--



表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (9/15)

技術基準に基づいて設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	

表卜建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (10/15)

技術基準に基づき設計(注)	溢水による損傷の防止	
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (11/15)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	
	遮蔽	
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	安全機能を有する施設	

表卜建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (12/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	
	搬送設備	
	警報設備等	
	安全避難通路等	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設	
放射線管理施設		

表卜建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (13/15)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	
---------------	---------	--

表ト建－1－1 放射線管理棟 仕様表 (14/15)

技術基準に基づく設計(注)	通信連絡設備	[Redacted Content]
	その他事業許可で求める仕様	

添付資料-2 (15/106)

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (15/15)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図          図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)          図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)          図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)          図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)          図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)          図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)          図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)          図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)          図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)          図イ建-8-2(1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)          図イ建-8-2(3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)          図イ建-8-2(5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)          図イ建-8-2(6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)          図イ建-8-2(7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)          図イ建-8-2(8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8)          図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び電巻防護ライン(1階)          図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 電巻防護ライン(屋根部)          図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表          図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図          図ト建-1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む)          図ト建-2 放射線管理棟 建物立面図          図ト建-3 放射線管理棟 建物断面図          図ト建-4 放射線管理棟 杭及び基礎伏図          図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図          図ト建-6 放射線管理棟 屋根梁伏図          図ト建-11 放射線管理棟 C'、D'通り軸組図          図ト建-12 放射線管理棟 E'通り軸組図          図ト建-13 放射線管理棟 15'通り軸組図          図ト建-14 放射線管理棟 25'通り(本体部)軸組図          図ト建-15 放射線管理棟 B'、B''通り軸組図          図ト建-16 放射線管理棟 25'通り(増築部)軸組図          図ト建-19 放射線管理棟 壁増打ち補強リスト          図ト建-20 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図          図ト建-21 放射線管理棟 B'、C'、25'通り壁新設補強詳細図          図ト建-21 放射線管理棟 (前室含む) 遮蔽関係図(建物平面)          図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路          図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)          図リ建-33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備          図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図          図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート          図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図          図リ建-45 放射線管理棟 消火設備 消火器          図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)          図リ建-58 放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)          図リ建-59 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図          図リ電建-2 非常用照明・誘導灯(成型工場1階、放射線管理棟) 非常用ディーゼル負荷系統図          図リ電建-4 非常用照明・誘導灯(放射線管理棟、放射線管理棟前室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。  
 [5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。  
 [99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (1/10)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 28 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{879}建物 放射線管理棟前室 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照
機器名		付属建物放射線管理棟前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯
変更内容		新設 1.建物の新設工事 ・放射線管理棟前室新設 放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所前に前室を新設する  2.非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)非常用照明の増設 放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の増設 放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(放送設備)の増設 放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・消火設備(消火器)の増設 放射線管理棟前室に消火器の増設により、初期消火における設備の確保を図る
頁数		1 式
一般仕様	型式	
	主要な構造材	
	寸法(単位:m)	
	その他の構成機器	
	その他の性能	
取扱う核燃料物質の状態		



表卜建－1－2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (2/10)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	
	火災等による損傷の防止	

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (3/10)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	
	安全機能を有する施設の地盤	
	地震による損傷の防止	

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (4/10)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[Redacted Content]
	津波による損傷の防止	

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (5/10)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	
---------------	-----------------	--

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (6/10)

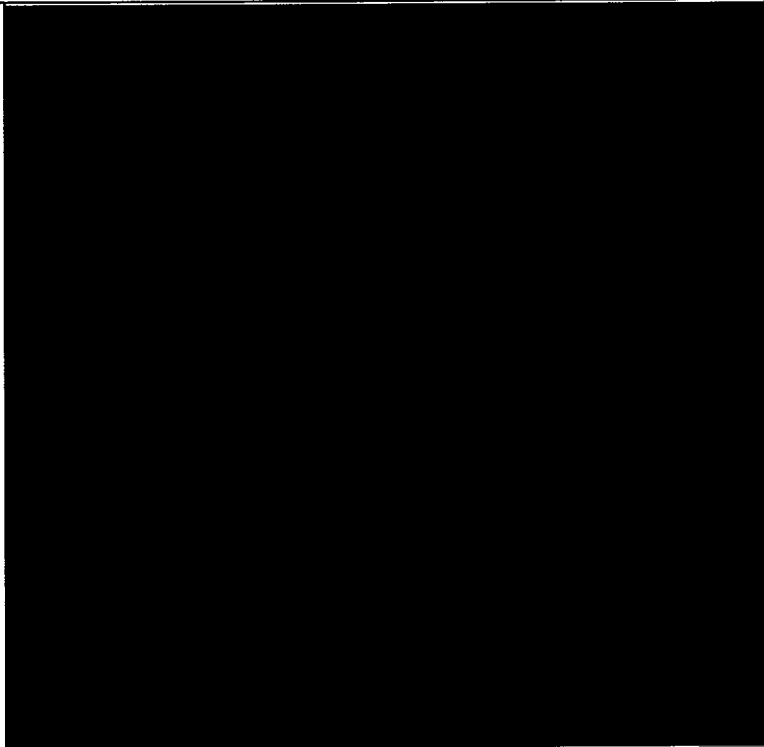
技術基準に基づき設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	[Redacted Content]
	人の不法な侵入等の防止	



表ト建-1-2 附属建物放射線管理棟前室 仕様表 (8/10)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設	
	放射線管理施設	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	

表ト建一1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (9/10)

その他事業許可で求める仕様	
---------------	---



添付資料－２（２５／１０６）

表ト建－１－２ 付属建物放射線管理棟前室 仕様表（10/10）

添付図	<p>図イ建－１ 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建－１－１(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建－１－１(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建－１－１(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)</p> <p>図イ建－１－１(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建－１－２(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)</p> <p>図イ建－２ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ建－５(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> <p>図イ建－６ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建－８－１(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)</p> <p>図イ建－８－２(1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建－８－２(3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建－８－２(5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建－８－２(6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建－８－２(7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建－８－２(8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建－９ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建－１１－１ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建－１２ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図ト建－１ 放射線管理棟 建物平面図(前室含む)</p> <p>図ト建－２ 放射線管理棟 建物立面図</p> <p>図ト建－３ 放射線管理棟 建物断面図</p> <p>図ト建－４ 放射線管理棟 抗及び基礎伏図</p> <p>図ト建－５ 放射線管理棟 基礎及び壁伏図</p> <p>図ト建－６ 放射線管理棟 屋根梁伏図</p> <p>図ト建－７ 付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図</p> <p>図ト建－８ 付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図</p> <p>図ト建－９ 付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図</p> <p>図ト建－１０ 付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図</p> <p>図ト建－１７ 付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2 通り軸組図</p> <p>図ト建－１８ 付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2 通り軸組図</p> <p>図リ建－１０ 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p> <p>図リ建－２１ 放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)</p> <p>図リ建－３３ 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p> <p>図リ建－３５ 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ建－３５－１ 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ建－３５－２ 消火設備 防火水槽配置図</p> <p>図リ建－４５ 放射線管理棟 消火設備 消火器</p> <p>図リ電建－４ 非常用照明・誘導灯(放射線管理棟、放射線管理棟前室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建－１－３ 付属建物除染室・分析室 仕様表 (1/15)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号（日付） 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） (851) 建物 付属建物 除染室・分析室 (852) 堰（内部溢水止水用） (890, 891) 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890, 892) 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890, 893) 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894, 895) 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894, 898) 非常用設備 消火設備 消火器 (899, 900) 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899, 901) 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902, 903) 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902, 904) 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902, 905) 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所 機器名</p>		<p>敷地内建物配置図（図イ建－１）参照 付属建物除染室・分析室 堰（内部溢水止水用） 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>変更内容</p>		<p>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・柱脚補強 除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する ・鉄骨ブレース交換補強 除染室・分析室本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強（耐竜巻性能も向上） 除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追設する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉及びシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する 1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する また除染室・分析室の既設のコンクリートブロック(CB)壁に沿って耐火壁を新設するとともに、作業室(2)の既設壁のガラリーを火災時に閉止する鋼板により補修する</p>

表ト建－１－３ 付属建物除染室・分析室 仕様表（２／１５）

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄扉交換 内部火災による延焼防止のために、作業室(2)と第2核燃料倉庫前室との境界にある鉄扉と分析室内廊下北東部の間仕切り壁に設置されている鉄扉を交換する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) (固定式) の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る (閉じ込め性能も確保)</li> <li>・緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) (一部脱着式) の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る (閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1) 安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1) 非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1) 誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>												
<p>員数</p>	<p>1式</p>												
<p>一般仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">型式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寸法 (単位 : m)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td></td> </tr> </table>	型式		主要な構造材		寸法 (単位 : m)		その他の構成機器		その他の性能		取扱う核燃料物質の状態		
型式													
主要な構造材													
寸法 (単位 : m)													
その他の構成機器													
その他の性能													
取扱う核燃料物質の状態													

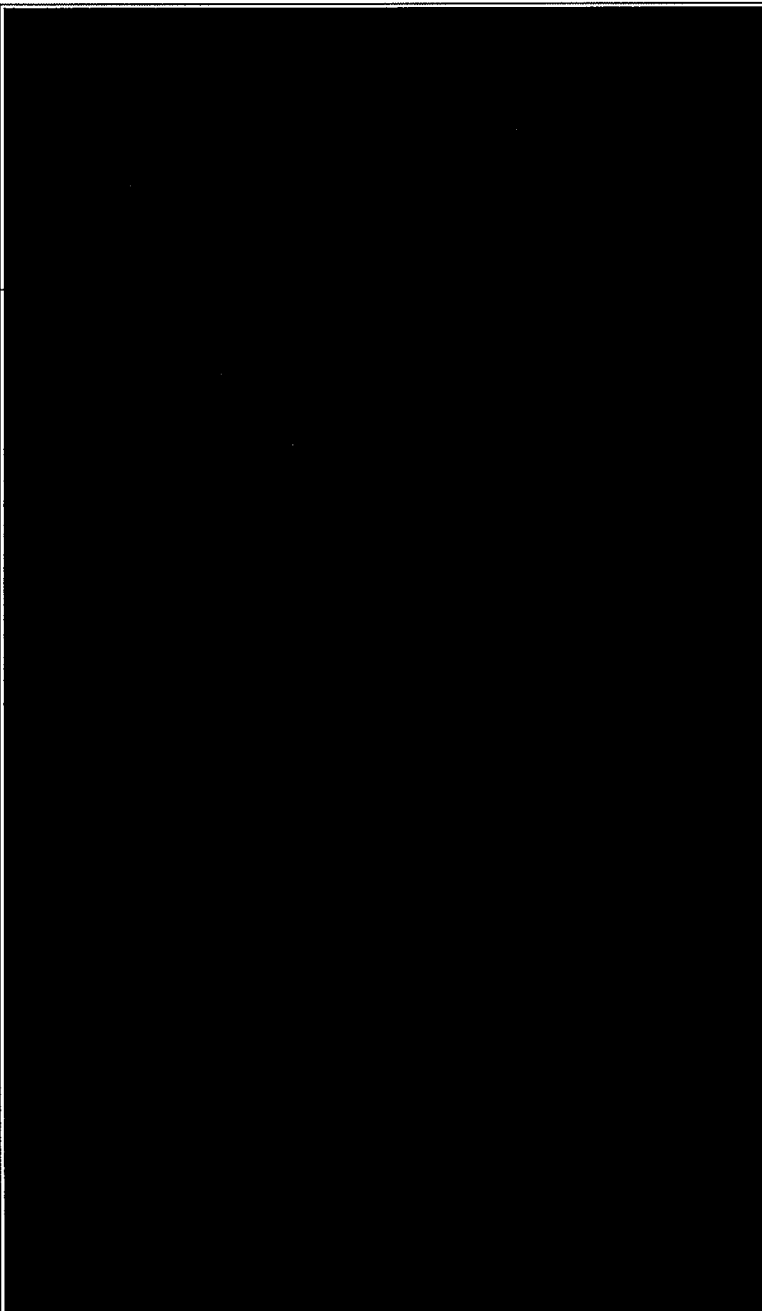
表ト建－１－３ 附属建物除染室・分析室 仕様表（３／１５）

技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	[Redacted Content]
	火災等による損傷の防止	

表ト建－1－3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (4/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	
---------------	-------------	--

表ト建－1－3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (5/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	
	安全機能を有する施設の地盤	

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (6/15)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	
---------------	------------	--

表ト建－1－3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (7/15)

技術基準に基づき設計(注)	地震による損傷の防止	
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	



表卜建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (8/15)

技術基準に基づき設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止
---------------	-----------------

表ト建－1－3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (9/15)

技術基準に基づき設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	溢水による損傷の防止	

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (10/15)

技術基準に基づいて設計(注)	溢水による損傷の防止	[Redacted Content]
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (11/15)

技術基準に基づいて設計(注)	閉じ込めの機能	
	遮蔽	
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	


表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (12/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	
	搬送設備 警報設備等	
	安全避難通路等	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設 放射線管理施設	

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (13/15)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	

表卜建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (14/15)

<p>技術基準に基づいて設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	
<p>添付図</p>	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図                  図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)                  図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)                  図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)                  図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)                  図イ建-1-2(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(4)                  図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p>

表ト建－１－３ 付属建物除染室・分析室 仕様表 (15/15)

添付図	<p>図イ建－５(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> <p>図イ建－６ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建－８－１(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)</p> <p>図イ建－８－１(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)</p> <p>図イ建－８－２(1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建－８－２(2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建－８－２(3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建－８－２(4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建－８－２(5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建－８－２(6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建－８－２(7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建－８－２(8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建－９ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建－１１－１ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建－１２ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図イ建－１３ 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリー固縛概要図</p> <p>図ト建－２２ 付属建物 除染室・分析室 建物平面図</p> <p>図ト建－２３ 付属建物 除染室・分析室 建物立面図</p> <p>図ト建－２４ 付属建物 除染室・分析室 建物断面図</p> <p>図ト建－２５ 付属建物 除染室・分析室 杭及び基礎伏図</p> <p>図ト建－２６ 付属建物 除染室・分析室 梁伏図(1 FL+4100 付近)</p> <p>図ト建－２７ 付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図</p> <p>図ト建－２８ 付属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り軸組図</p> <p>図ト建－２９ 付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸組図</p> <p>図ト建－３０ 付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸組図</p> <p>図ト建－３１ 付属建物 除染室・分析室 28 通り軸組図</p> <p>図ト建－３２ 付属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り軸組図</p> <p>図ト建－３３ 付属建物 除染室・分析室 26' 通り補強詳細図</p> <p>図ト建－３４ 付属建物 除染室・分析室 屋根面鉄骨補強及び折板追設補強概略図</p> <p>図ト建－２ 付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図リ建－１１ 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p> <p>図リ建－２２ 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)</p> <p>図リ建－３４ 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p> <p>図リ建－３５ 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ建－３５－１ 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ建－３５－２ 消火設備 防火水槽配置図</p> <p>図リ建－４６ 付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器</p> <p>図リ建－４７ 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)</p> <p>図リ建－５７ 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)</p> <p>図リ建－５９ 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式) 脱着部詳細図</p> <p>図リ電建－１ 非常用照明・誘導灯(転換工場、第２核燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。



表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(1/4)

建物の種類	
主要な構造材	

表ト建－２－１ 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
耐震性能 向上		(1) 本体及び増築部 6-a. 図ト建－５～６、 １１、１５～１６、２１ 6-f. 図イ建－５(1/3)、 図ト建－１～６、１６  (2) 本体 6-h. 図ト建－５、１３、 １９ (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 図ト建－５、１４、 ２０ 6-d. 図ト建－６ 6-e. 図ト建－６、１１、 １２、２０  (参考) 図イ建－１－１(1/4) 添付説明書－建 ２－Ⅲ 添付説明書－建 ２－Ⅶ 添付説明書－建 ２－ 付録 ２
耐竜巻 性能向上		(1) 廃棄物一時貯蔵所 及び廃水処理室 6-g. 図ト建－１～２、 ５、１２、１４、２０  (2) 本体 6-h. 図イ建－９、１２～ １３、図ト建－１～２ (3) 本体及び増築部 6-i. 図イ建－９、１２、 図ト建－１～２ (参考) 図イ建－１－１(1/4) 添付説明書－建 ３－Ⅲ 添付説明書－建 ３－Ⅶ
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上		(1) 本体及び増築部 6-a. 図ト建－１ 6-h. 図ト建－１  (参考) 図イ建－１－１(1/4) 添付説明書－建 １

注 1) 放射線管理棟前室との間のエキスパンションジョイント◎は表ト建－２－２に示す。

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1)堰 (固定式) <sup>(注1)</sup>		(1)堰(固定式) 図リ建-58  (参考) 添説建 2-XI.3-1 表 添説建 2-XI.4-1 表
(2)堰 (一部脱着式) <sup>(注2)</sup>		(2)堰(一部脱着式) 図リ建-58、59  (参考) 添説建 2-XI.3-1 表 添説建 2-XI.5-1 表

注1) リ その他の加工施設 4.工事の方法 4.1-6(1)d.参照

注2) リ その他の加工施設 4.工事の方法 4.1-6(1)e.参照

表ト建－２－１ 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
6-a. 壁新設補強	新設		
6-b. 壁増打ち補強	新設		
6-c. 鉄骨ブレース新設	新設		
	既設		
6-d. 屋根面ブレース追設	新設		
	既設		
6-e. 方杖追設補強	新設		
6-f. エキスパンション ジョイント・カバー改造	新設		
6-g. 外壁更新	新設		
6-h. 鉄扉補強	新設		
6-i. 鉄扉交換	新設		

表ト建-2-2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	
主要な構造材	

(参考)  
 添付説明書-建2-VIII  
 添付説明書-建3-VIII

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
構造材 基本仕様		(1)前室 ①②③ 図イ建-5(1/3)、 9、12 図ト建-1、2、 4~10、17、18  (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建2-VII 添付説明書-建3-VII 添付説明書-建2- 付録2

添付資料－ 2 （ 4 6 / 1 0 6 ）

表ト建－2－2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
7-a. 放射線管理棟前室新設	新設		

(参考)

添説建 2－Ⅷ. 1. 5－1 表～5－4 表  
添付説明書-建 2-付録 2

表卜建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(1/4)

建物の種類	
主要な構造材	

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
耐震性能 向上		(1) 本体 8-a. 図ト建-25、28～31 8-b. 図ト建-25、30～31 8-c. 図ト建-27～29、34 8-c. 図イ建-5(1/3)、 図ト建-22～24  (参考) 図イ建-1-1(1/4)～(2/4) 添付説明書-建2-IX 添付説明書-建2-付録2
耐竜巻 性能向上		(1) 本体 8-f. 図ト建-22～23、 25～33 8-g. 図イ建-9、12～13 図ト建-22～23 8-h. 図イ建-9、12 図ト建-22～23 8-i. 図ト建-23、27、34  (参考) 図イ建-1-1(1/4)～(2/4) 添付説明書-建3-IX
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上		(1) 本体 8-d. 図ト建-22 図ト建-23 8-h. 図ト建-22～23 図イ建-12 (参考) 図イ 建-1-1(1/4) 添 付説明書-建1

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント③は表へ建-2-1に示す。



添付資料－２（４９／１０６）

表ト建－２－３ 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 堰（固定式） <sup>(注1)</sup>		(1) 堰(固定式) 図リ建－57  (参考) 添説建 2-XI.3-1 表 添説建 2-XI.4-1 表
(2) 堰（一部脱着式） <sup>(注2)</sup>		(2) 堰(一部脱着式) 図リ建－57  (参考) 添説建 2-XI.3-1 表 添説建 2-XI.5-1 表

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-8(1) d. 参照

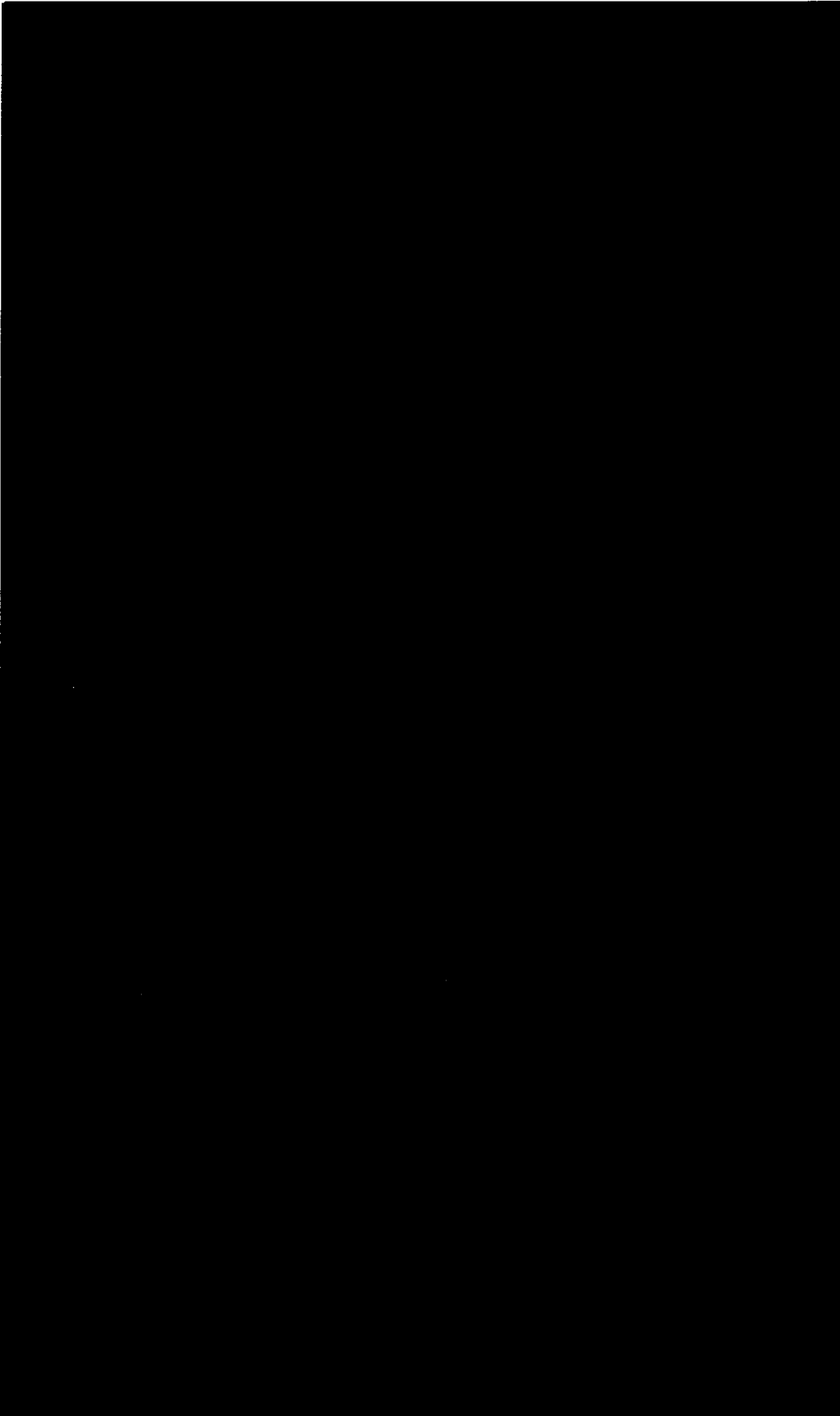
注2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-8(1) e. 参照

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

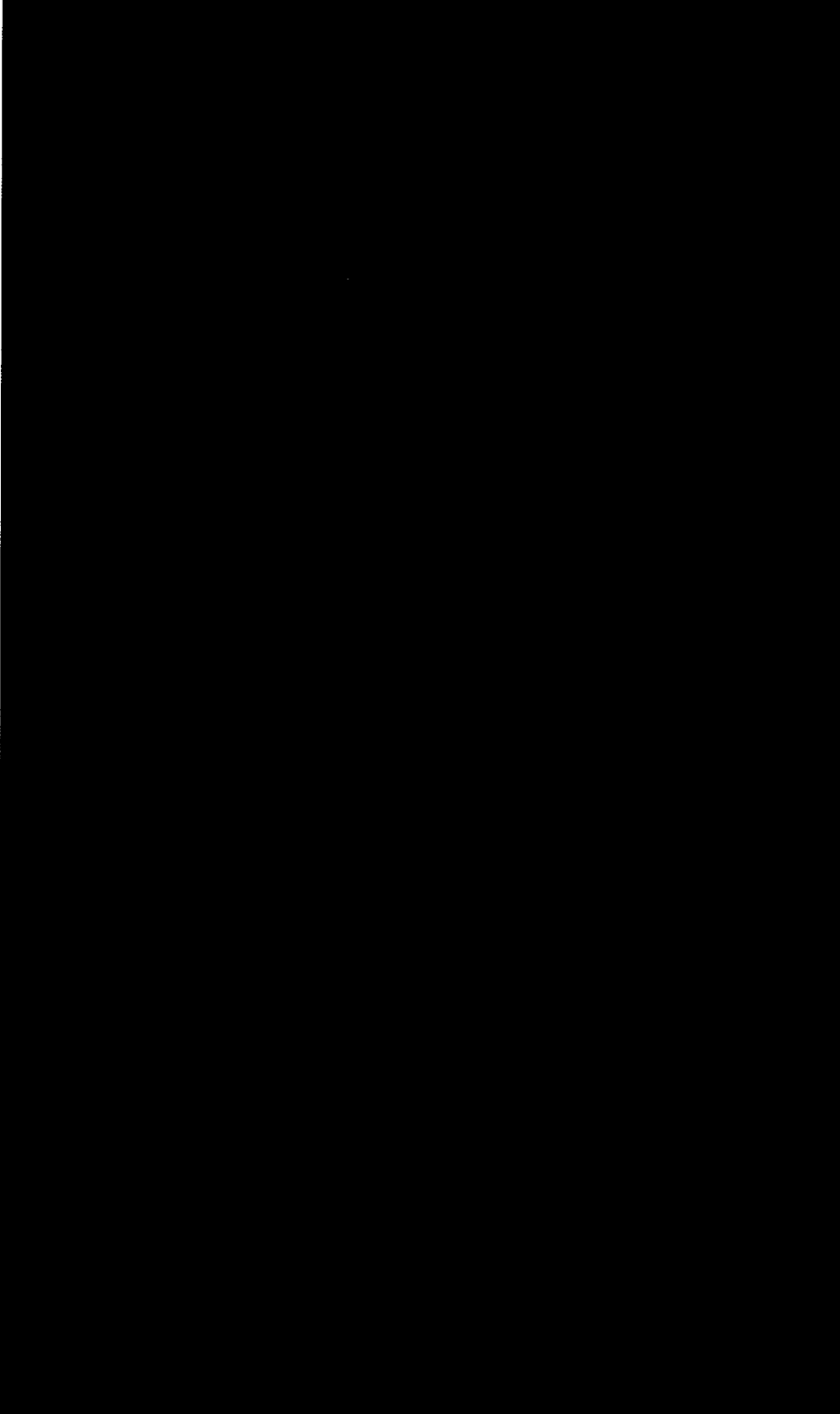
主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
8-a. 柱脚補強	新設	[Redacted]	[Redacted]
	既設		
8-b. 鉄骨ブレース交換補強	新設		
	既設		
8-c. 屋根面鉄骨補強	新設		
	既設		
8-d. 間仕切り壁更新	新設		
8-e. エキスパンション ジョイント改造	新設		
8-f. 外壁サイディング補強	新設		
8-g. 鉄扉補強	新設		
8-h. 鉄扉及びシャッター交換	新設		
8-i. 折板追設補強	新設		

添付資料－ 2 ( 5 1 / 1 0 6 )

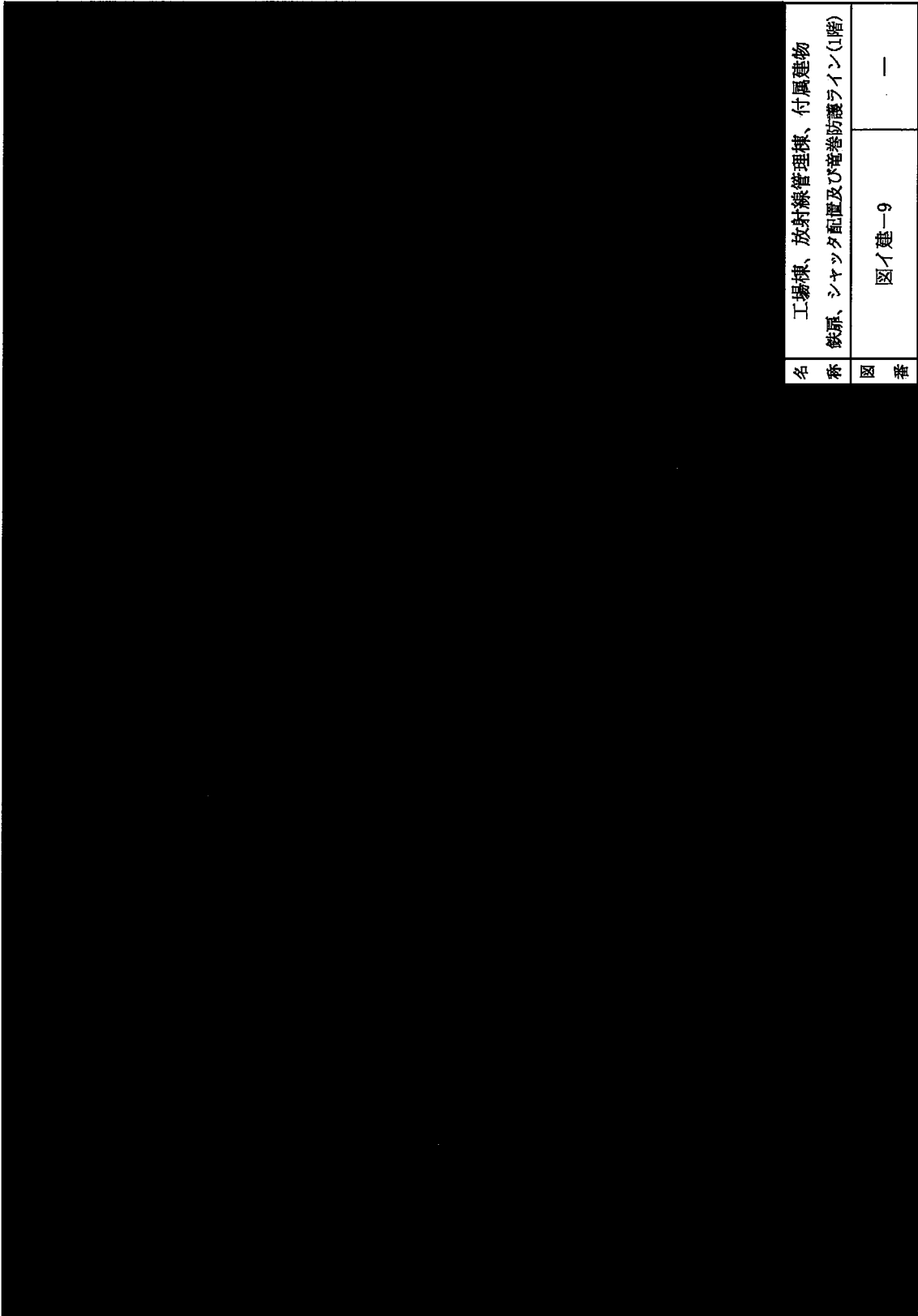
	敷地内建物配置図	
	図イ建-1	1
名称	図番	

	工場棟、放射線管理棟、付属建物	
	エキスパンションポイント設置位置図(1階)	図イ建-5(1/3)
名称	図イ建-5(1/3)	---
図番	---	---



名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションポイント構造図
図番	図イ建-5-1 -

	名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物	
	図番	図1建-6	—

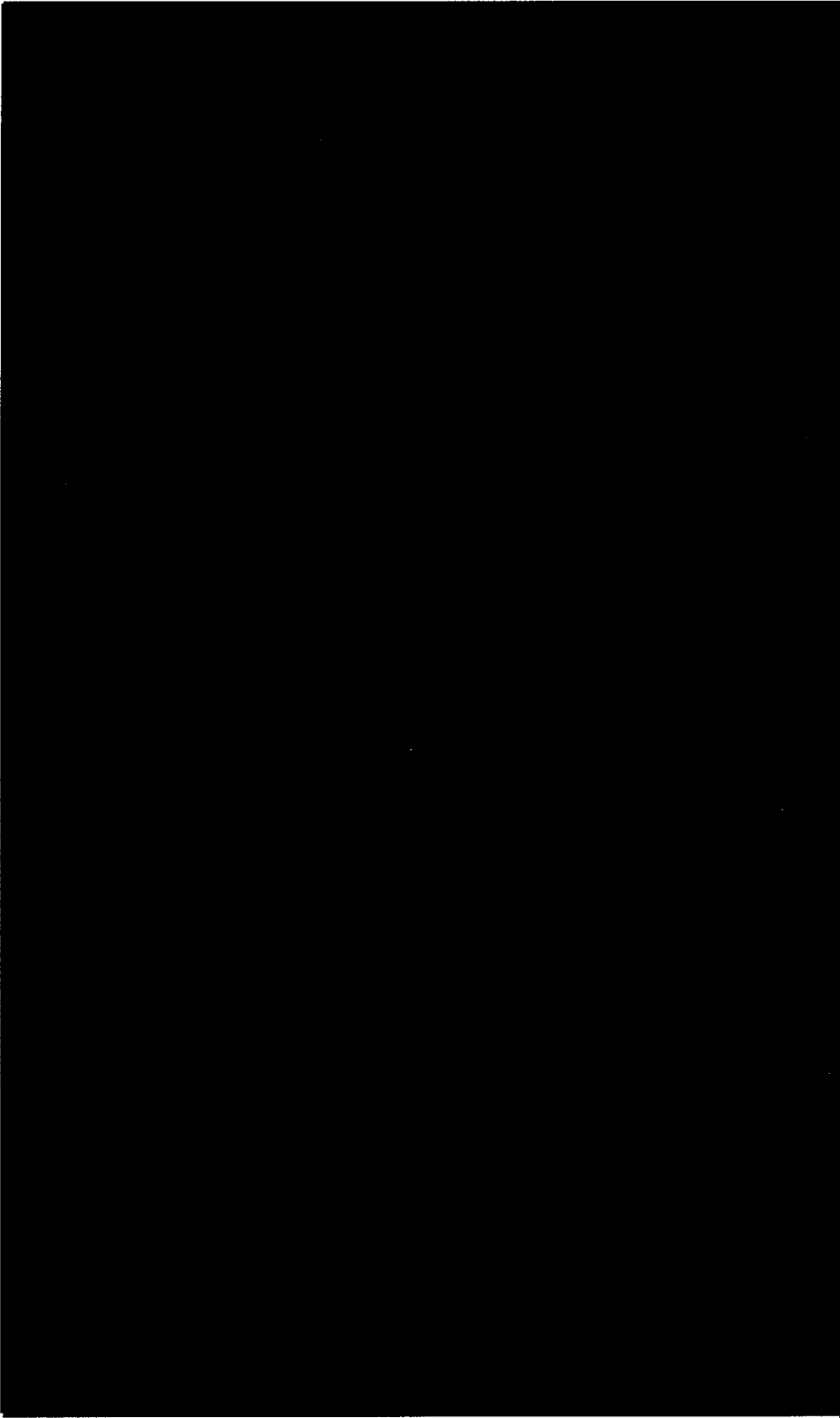


工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び巻掛防護ライン(1階)	図 番	図イ建-9 -
--	--------	------------

	工場棟、放射線管理棟、付属建物 電巻防護ライン(屋根部)	
	図イ建-11-1	—
名 称		
図 番		



名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 器具表	
	図番	—



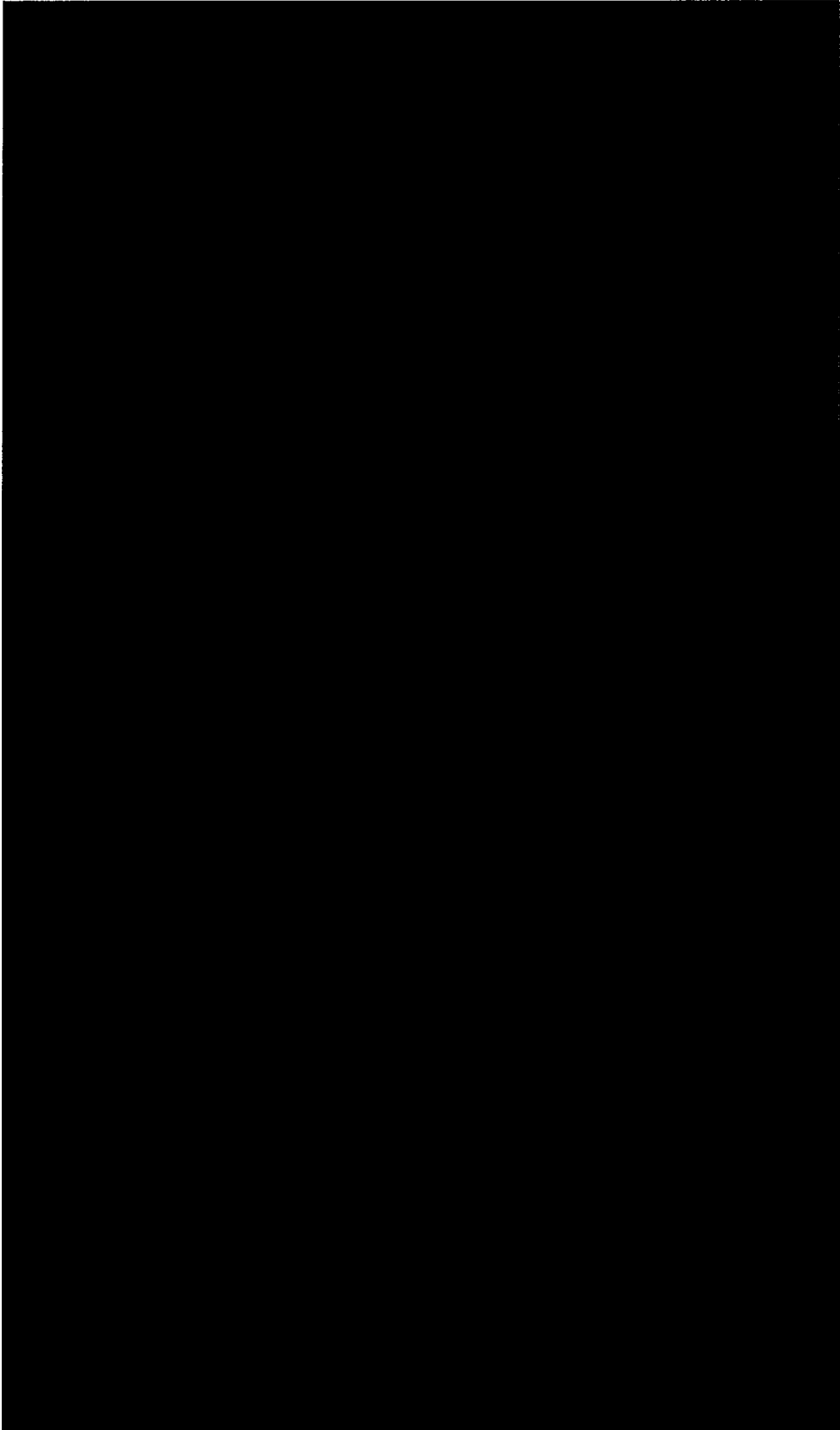
工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター補強及びびかり固縛概要図	図イ建-13	-
名	図	番

	放射線管理棟 建物平面図 (前室含む)	
	図 卜 建 一 1	放射線管理棟
名 称	図 番	

	放射線管理棟 建物立面図	放射線管理棟
	図卜建一2	放射線管理棟
名 称	図 番	図 番

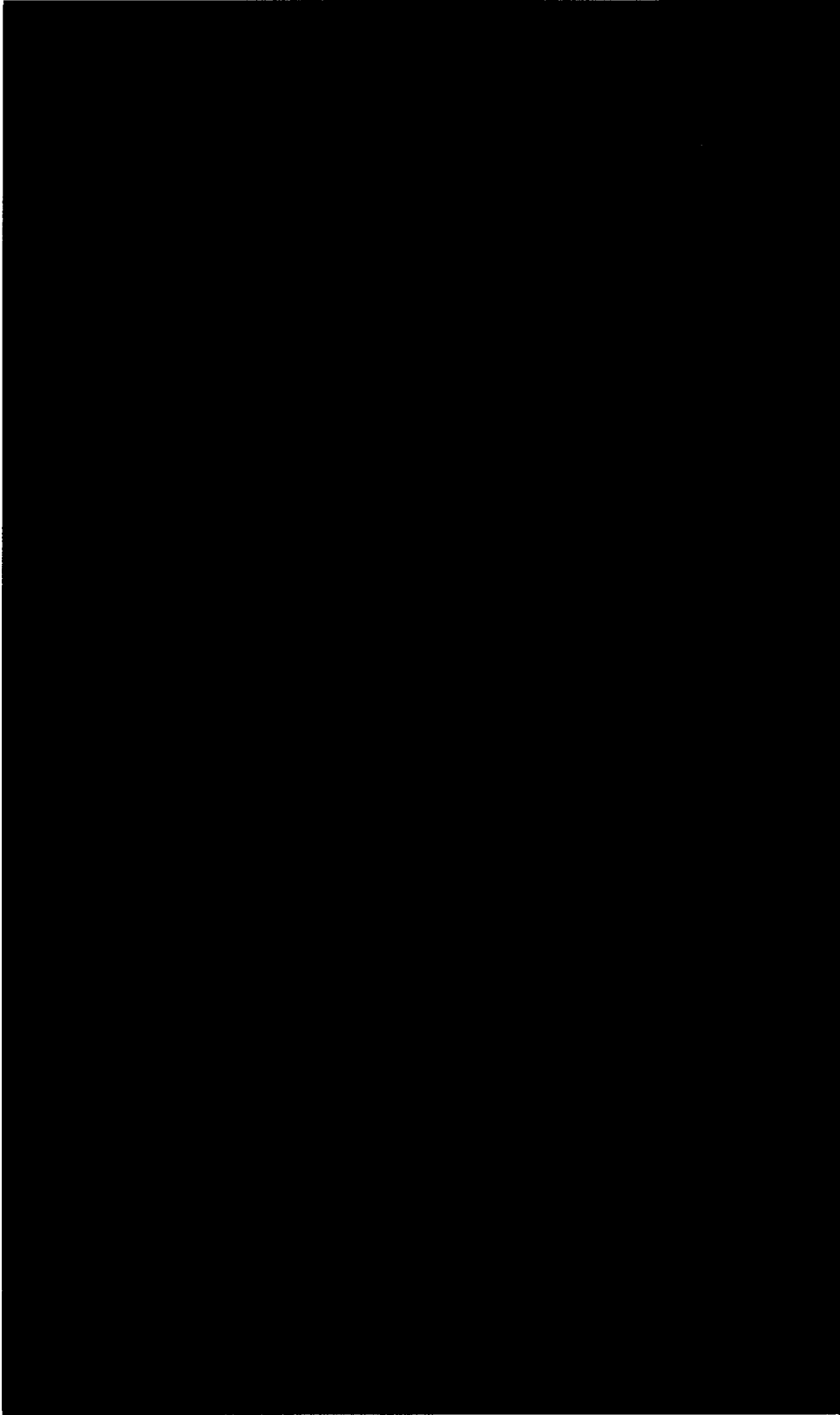
名称	放射線管理棟 建物断面図	
	図卜建-3	放射線管理棟
図番		

名 称	放射線管理棟 杭及び基礎伏図	
	図卜建-4	放射線管理棟
図 番		

	名称	放射線管理棟 基礎及び壁伏図
	図番	図卜建－5 放射線管理棟

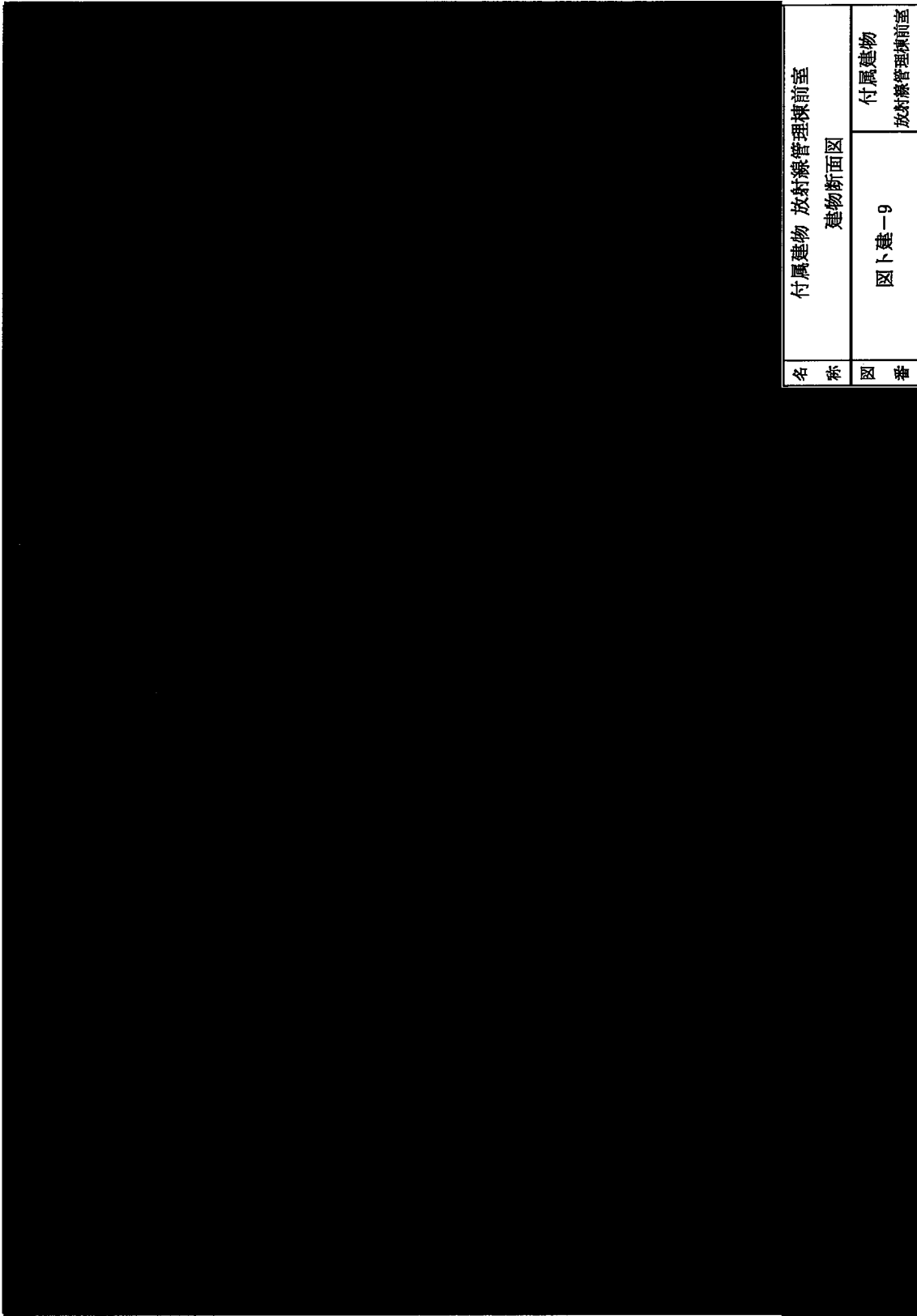
	放射線管理棟 屋根梁伏図		放射線管理棟
	名 称	図 卜 建 - 6	放射線管理棟





名 称	付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図
図 番	付属建物 図卜建-7 放射線管理棟前室

	名稱	付屬建物 放射線管理棟前室 建物立面図	付屬建物 放射線管理棟前室
	図番	図卜建-8	

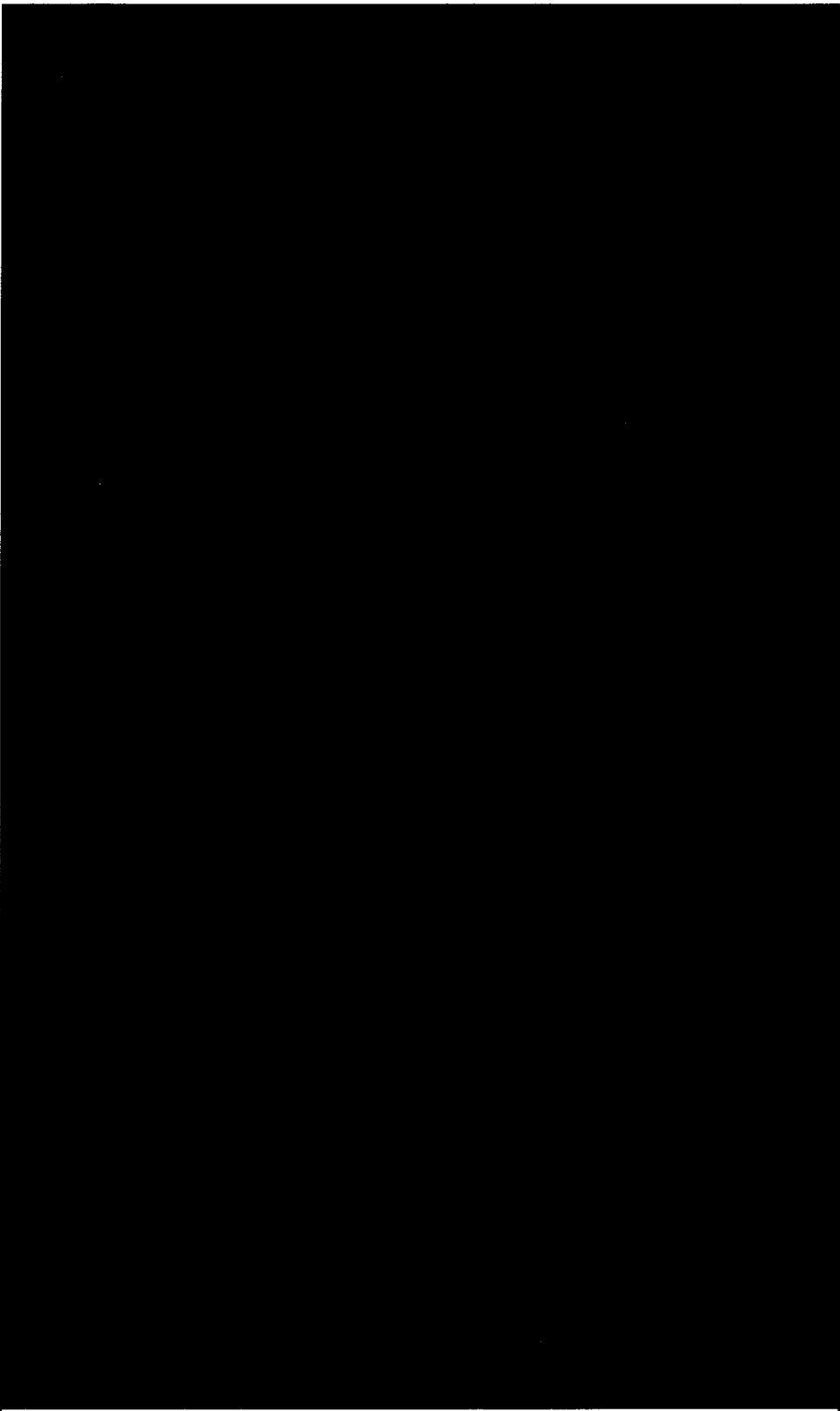


名称	付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図	
図番	図卜建-9	付属建物 放射線管理棟前室

		付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図	付属建物 放射線管理棟前室
名 称		図卜建-10	
図 番			

名称	放射線管理棟 C'、D'通り軸組図
	図卜建-11
図番	放射線管理棟

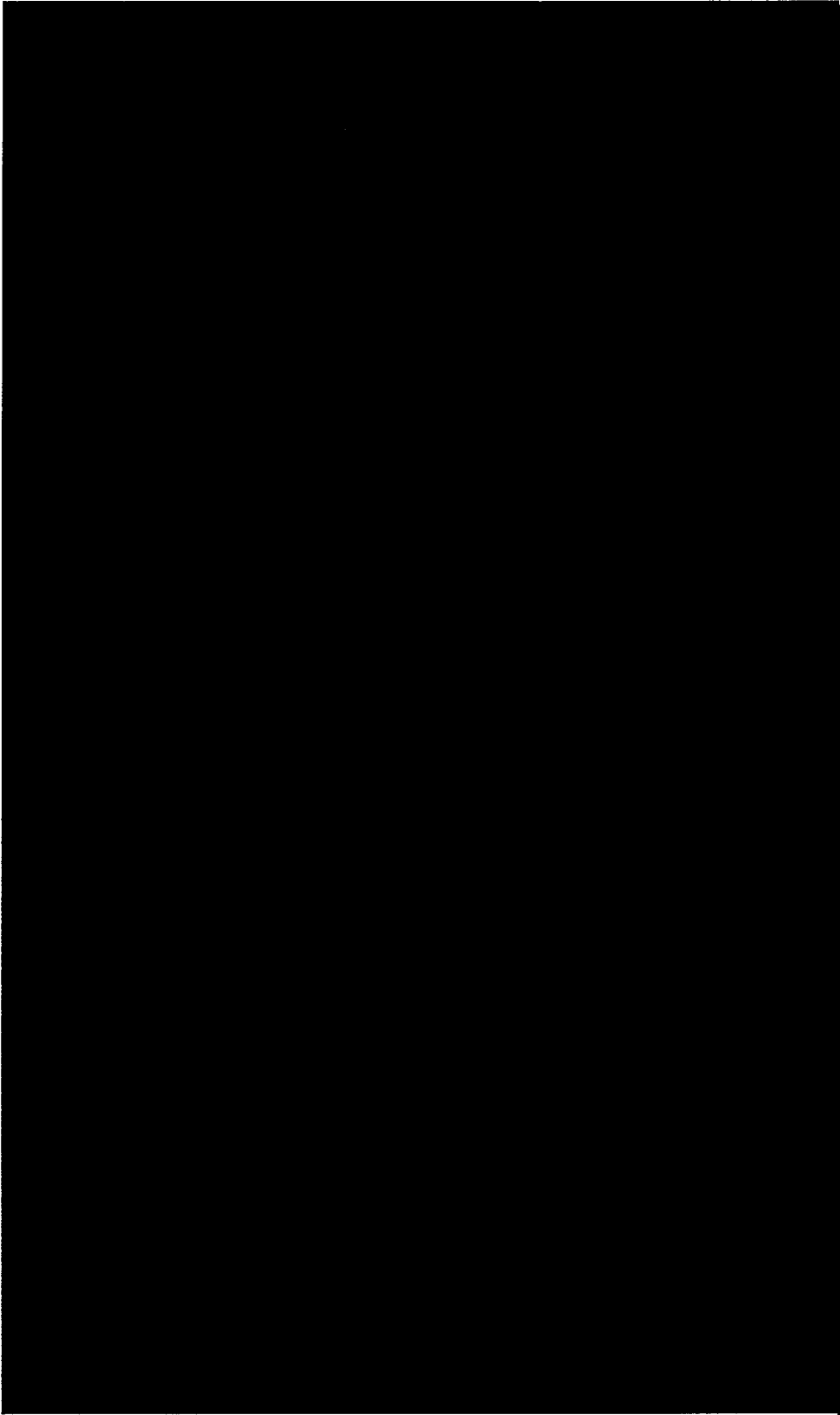
放射線管理棟 E通り軸組図	放射線管理棟
	図卜建－12
名称	放射線管理棟
図番	放射線管理棟



名称	放射線管理棟 15通り軸組図
図番	図卜建-13 放射線管理棟

	放射線管理棟	
	25'通り(本体部)軸組図	
名 称	図卜建-14	放射線管理棟
図 番		放射線管理棟



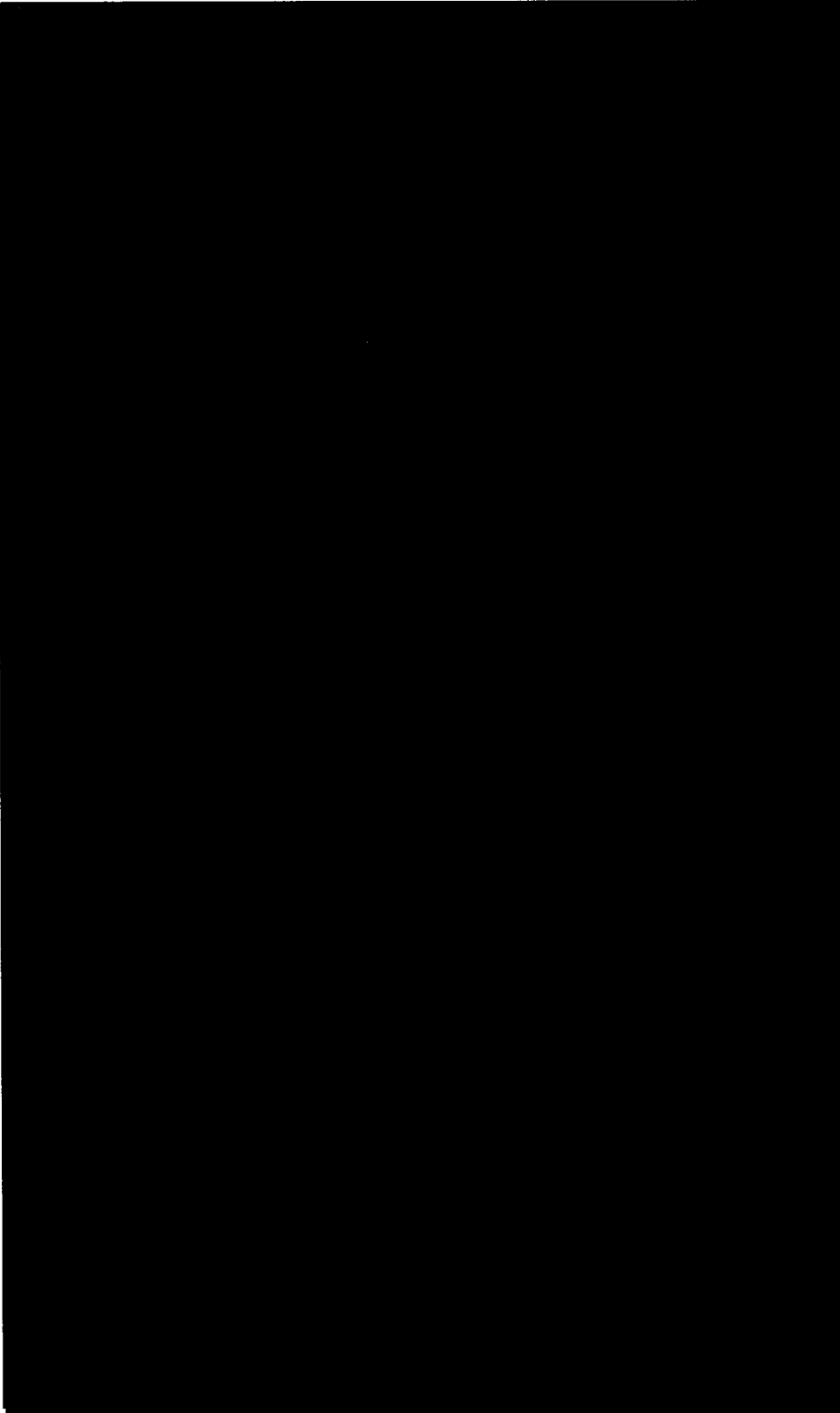


名 称	放射線管理棟 B'、B''通り軸組図	
	図卜建-15	放射線管理棟
図 番		

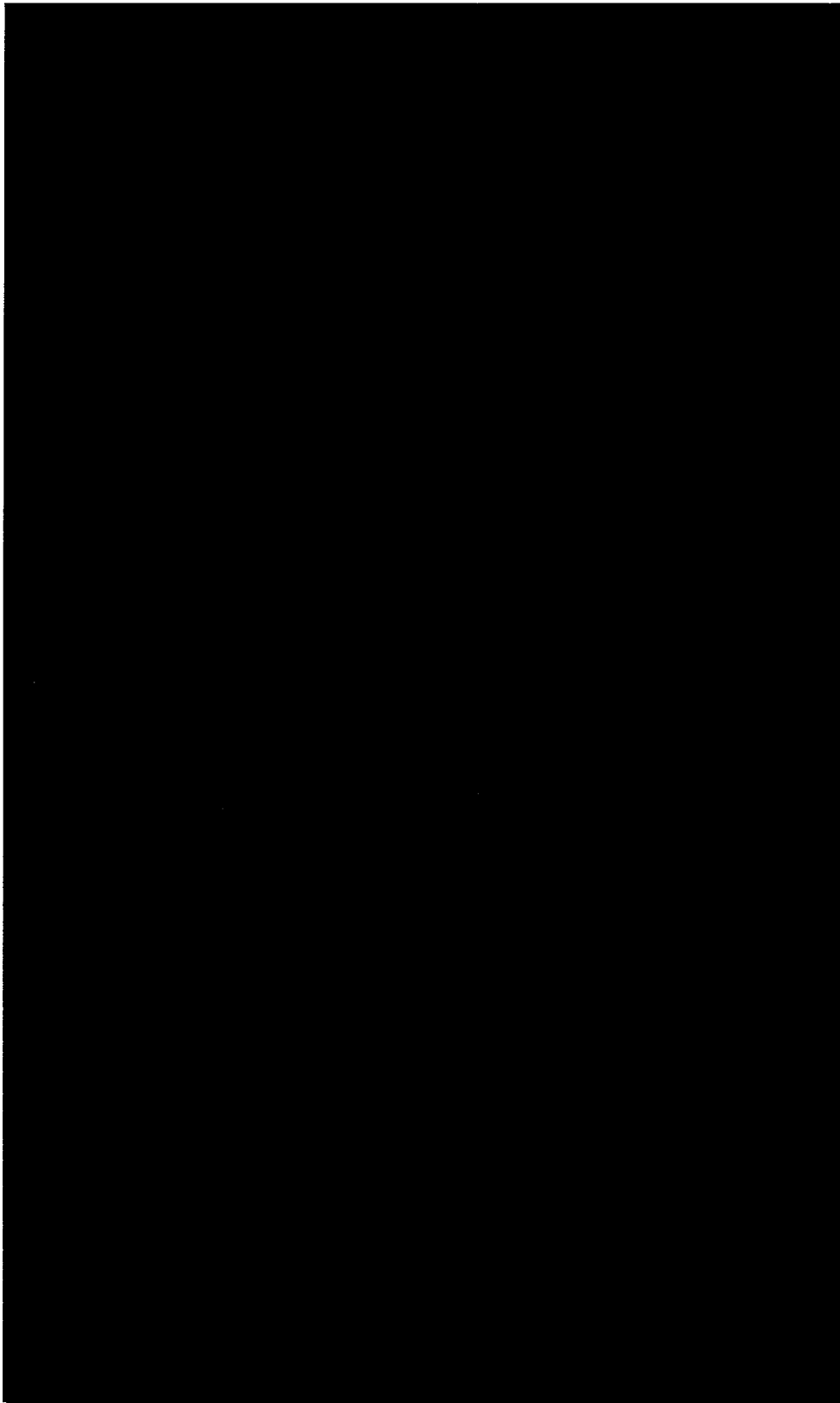
放射線管理棟 26'通り(増築部)軸組図	放射線管理棟
	放射線管理棟
図卜建-16	放射線管理棟
名称	放射線管理棟
図番	放射線管理棟

	名称	付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2通り軸組図	
	図番	図ト建-17	付属建物 放射線管理棟前室

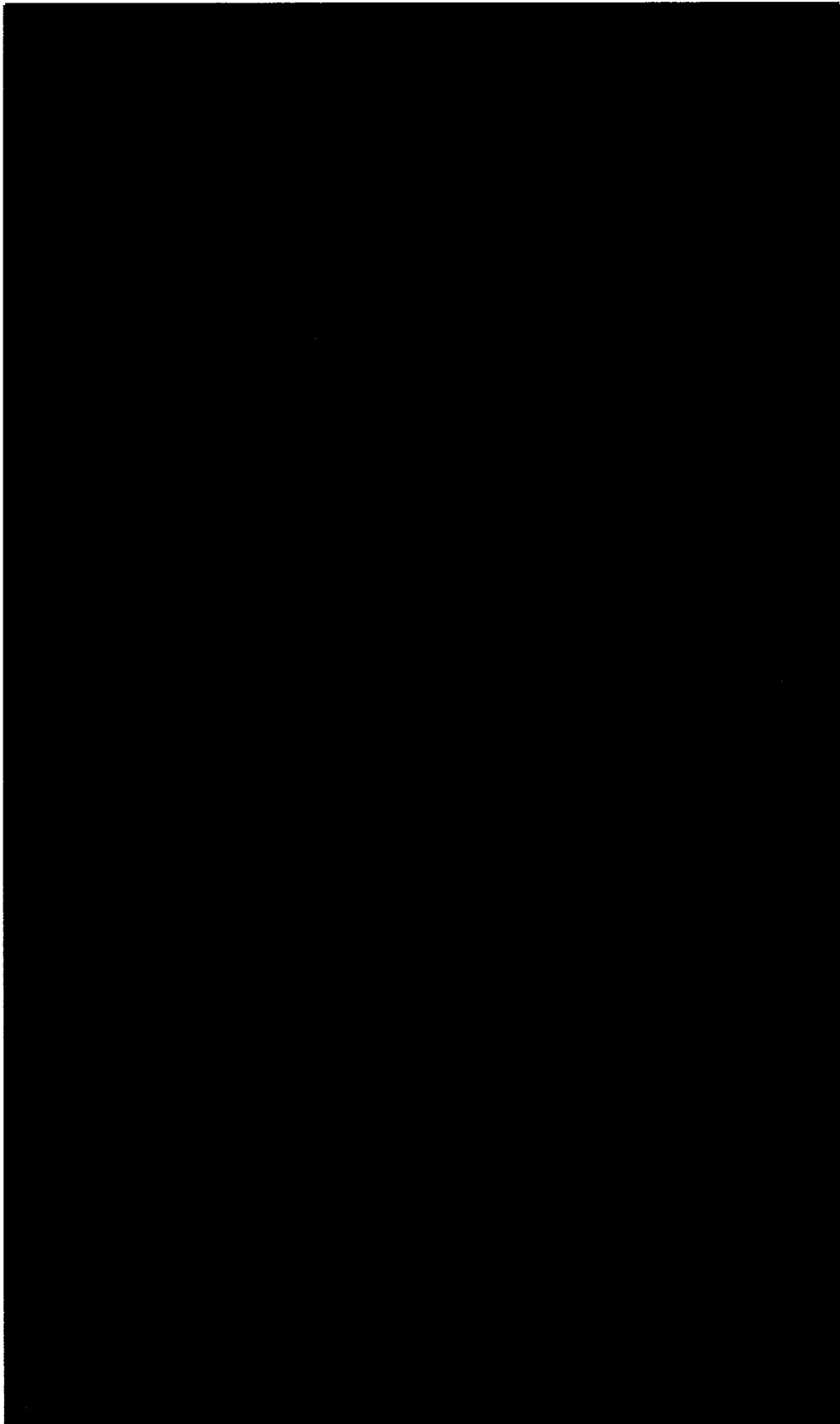
	名 称	付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2通り軸組図	
	図 番	図下建-18	付属建物 放射線管理棟前室



名称	放射線管理棟 壁増打ち補強リスト
図番	図ト建-19 放射線管理棟

	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図	放射線管理棟
	図卜建－20	放射線管理棟
名 称		
図 番		

名 称	放射線管理棟	
	B'、C'、2F' 通り 壁新設補強詳細図	
図 番	図卜建-21	放射線管理棟

	名称	付属建物 除染室・分析室 建物平面図
	図番	付属建物 除染室・分析室 図卜建一22



	名称	付属建物 除染室・分析室 建物立面図
	図番	付属建物 除染室・分析室 図卜建一23

	付属建物 除染室・分析室	
	建物断面図	
名称	図卜建-24	付属建物 除染室・分析室
図番		

	付属建物	除染室・分析室
	杭及び基礎伏図	
図下建-25	付属建物	除染室・分析室
名 称	図 番	

	名 称	付属建物 除染室・分析室 梁伏図 (1FL+4100付近)
	図 番	付属建物 図卜建-26 除染室・分析室

名 称	付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏区	
	图卜建-27	付属建物 除染室・分析室

	名称	付属建物 除染室・分析室 Q'、R通り軸組図	
	図番	図卜建-28	付属建物 除染室・分析室

	付属建物 除染室・分析室	
	S、T通り軸組図	付属建物 除染室・分析室
名称	図卜建-29	図番

	名称	付属建物 除染室・分析室 20、23'通り軸組図
	図番	付属建物 図卜建一30 除染室・分析室



	名 称	付属建物 除染室・分析室 26通り軸組図
	図 番	付属建物 図卜建-31 除染室・分析室

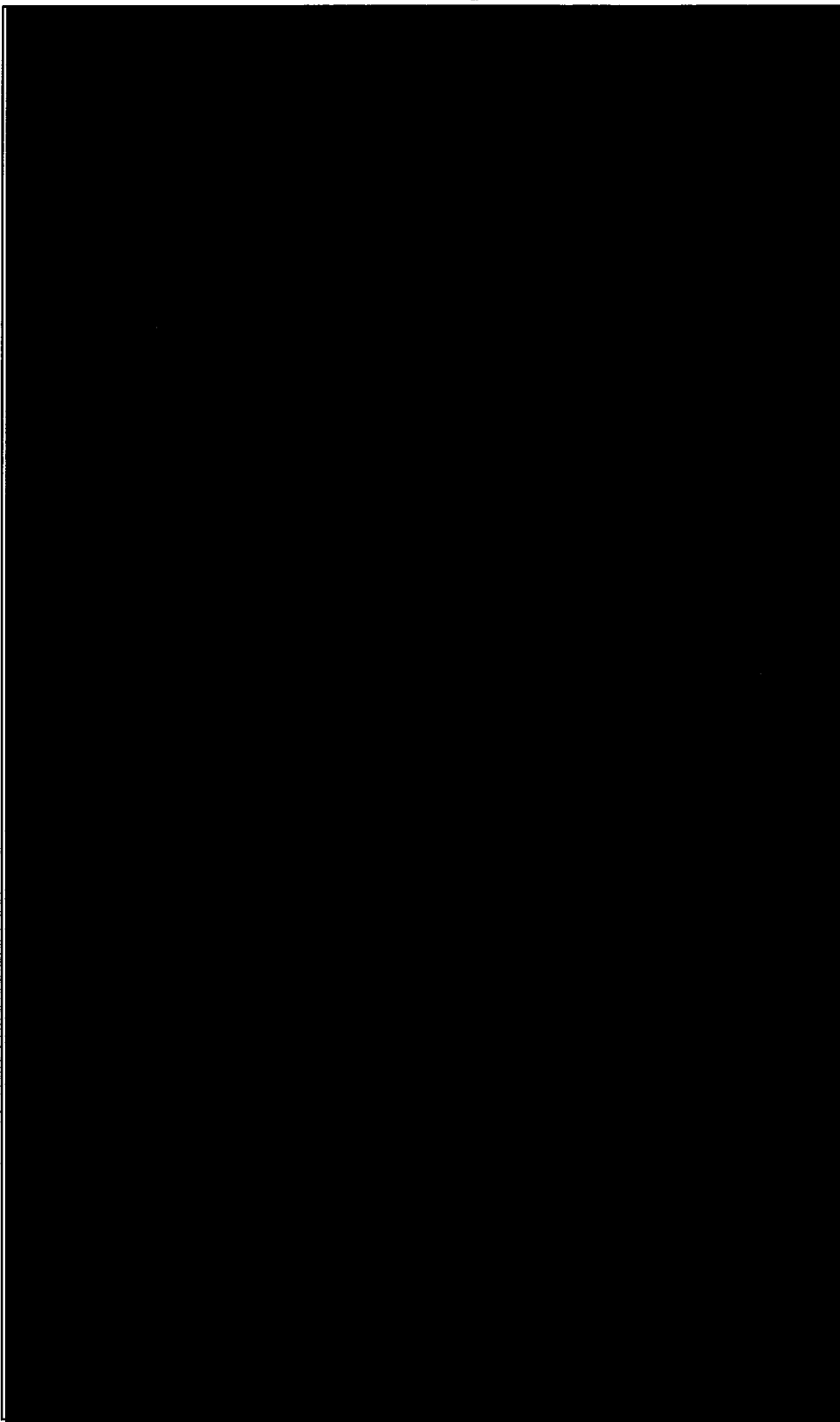
		付属建物 除染室・分析室
		T'、26' 通り軸組図
		付属建物 除染室・分析室
		図卜建-32
		図 番
		名 称

		付属建物 除染室・分析室	
		26'通り補強詳細図	
名称	付属建物		付属建物
図番	図下建-33		除染室・分析室

	付属建物 除染室・分析室	
	屋根面鉄骨補強及び折板追設補強概略図	付属建物 除染室・分析室
	図 卜建-34	
	図 番	

	名称	放射線管理棟 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
	図番	図J建-10	放射線管理棟

		付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (1)
		非常用照明、誘導灯、安全避難通路 付属建物 除染室・分析室
名称		図リ建-11
図番		付属建物 除染室・分析室

		放射線管理棟 非常用通報設備
		非常べり設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
名	図	放射線管理棟
称	番	図り建-21

	付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常用設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備)
	付属建物 除染室・分析室 図J建-22
	名
	図
	称
	番



	名称	放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備	
	図番	図り建-33	放射線管理棟



	放射線管理棟 消火設備	
	消火器	
名称	図J建-45	放射線管理棟
図番		



名 称	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (3)	
	堰(内部溢水止水用)	
図 番	付属建物	
	図リ建-57	除染室・分析室

名 称	放射線管理棟 緊急対策設備 (3)	
	堰 (内部止水用水用)	
図 番	図J建-58	放射線管理棟

	緊急対策設備（３）	
	堰（一部脱着式）脱着部詳細図	-
名称	図リ建一59	番

添付資料－ 2 ( 1 0 4 / 1 0 6 )

	非常用照明・器機灯 ( 煙草工場、第 2 号燃料倉庫、製紙室・分封室 )	
	非常用ディーゼル発電機負荷系統図	工場棟 図リ電建-1 転換工場他
名 称		
図 番		



	非常用照明・誘導灯 (成型工場1階、放射線管理棟) 非常用予イーセル発電機負荷系統図	
	図	図リ電建-2
名称	工場棟 成型工場他	
図番		

	非常用照明・誘導灯（放射線管理棟、放射線管理棟前室）	
	名称	非常用ディジーゼル発電機負荷系統図
	図番	図リ電建-4 放射線管理棟他

三菱原子燃料株式会社  
使用前検査成績書  
(その4－7)

[放射性廃棄物の廃棄施設]

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

## 使 用 前 検 査 成 績 書

申請者及び事業所名	三菱原子燃料株式会社
検 査 範 囲	<p>放射性廃棄物の廃棄施設  放射線管理棟  附属建物 放射線管理棟前室  附属建物 除染室・分析室  その他の加工施設（放射線管理棟）  非常用設備  緊急対策設備(1)  非常用照明、誘導灯、安全避難通路  緊急対策設備(3)  堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））  非常用通報設備  放送設備、通信連絡設備（電話設備）  自動火災報知設備  火災感知設備及びそれに連動する警報設備  消火設備  屋外消火栓※、消火器  その他の加工施設（附属建物 放射線管理棟前室）  非常用設備  緊急対策設備(1)  非常用照明、誘導灯  非常用通報設備  放送設備  自動火災報知設備  火災感知設備  消火設備  屋外消火栓※、消火器  その他の加工施設（附属建物 除染室・分析室）  非常用設備  緊急対策設備(1)  非常用照明、誘導灯、安全避難通路  緊急対策設備(3)  堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））  非常用通報設備  非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）  自動火災報知設備  火災感知設備及びそれに連動する警報設備  消火設備  屋外消火栓※、消火器</p> <p>※ 放射線管理棟、附属建物放射線管理棟前室及び附属建物除染室・分析室の屋外消火栓に係る検査は、工場棟転換工場に係る検査（使用前検査実施要領書（その4-3））の中で実施</p>

検 査 場 所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1		
申請年月日及び 申請番号	平成30年7月4日 三原燃第18-0394号		
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
別紙-2のとおり	別紙-1のとおり	別紙-2の とおり	別紙-2のとおり
原子力検査官	別紙-1のとおり		
検査立会責任者 ( 役 職 名 )	別紙-1のとおり		
備 考			

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者 (役職名)	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

放射性廃棄物の廃棄施設（放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室、付属建物除染室・分析室）			
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
材 料 検 査	年 月 日		別紙－3、4 のとおり
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－5、6 のとおり
配 置 検 査	年 月 日		別紙－7、8 のとおり
着 底 検 査	年 月 日		別紙－9、10 のとおり
据 付 検 査	年 月 日		別紙－11、12 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－13、14 のとおり
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙－31、32 のとおり

その他の加工施設（放射線管理棟） 非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器 その他の加工施設（付属建物放射線管理棟前室） 非常用照明、誘導灯、放送設備、火災感知設備、消火器 その他の加工施設（付属建物除染室・分析室） 非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器			
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
材 料 検 査	年 月 日		別紙-15、16 のとおり
寸 法 検 査	年 月 日		別紙-17、18 のとおり
員 数 検 査	年 月 日		別紙-19、20 のとおり
配 置 検 査	年 月 日		別紙-21、22 のとおり
系 統 検 査	年 月 日		別紙-23、24 のとおり
据 付 検 査	年 月 日		別紙-25、26 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙-27、28 のとおり
作 動 検 査	年 月 日		別紙-29、30 のとおり
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検 査	年 月 日		別紙-31、32 のとおり



検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟 <input type="checkbox"/> 6-a. 壁新設補強 <input type="checkbox"/> 6-b. 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 6-c. 鉄骨ブレース新設 <input type="checkbox"/> 6-d. 屋根面ブレース追設 <input type="checkbox"/> 6-e. 方杖追設補強 <input type="checkbox"/> 6-f. エキспанションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 6-g. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 6-h. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 6-i. 鉄扉交換 附属建物放射線管理棟前室 <input type="checkbox"/> 7-a. 放射線管理棟前室新設 附属建物除染室・分析室 <input type="checkbox"/> 8-a. 柱脚補強 <input type="checkbox"/> 8-b. 鉄骨ブレース交換補強 <input type="checkbox"/> 8-c. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 8-d. 間仕切り壁更新 <input type="checkbox"/> 8-e. エキспанションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 8-f. 外壁サイディング補強 <input type="checkbox"/> 8-g. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 8-h. 鉄扉及びシャッタ交換 <input type="checkbox"/> 8-i. 折板追設補強 検査対象（□内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

## 材 料 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
判 定 基 準		結 果	検査方法
<p>【6-a. 壁新設補強】</p> <p>① 鉄筋は SD295A( )が使用され、アンカーは SD295A( )又は SD345( )が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 295N/mm<sup>2</sup>以上（SD295A）又は 345N/mm<sup>2</sup>以上（SD345）であること。</p> <p>② 塗料は樹脂系塗料かつ国土交通省の認定を受けた難燃材料であること。</p> <p>③ コンクリートの強度が 27.0N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>④ 電力用、計測用及び制御用ケーブル及び配管の壁貫通部に施工した耐火シールは国土交通大臣の認可を受けたものであること。</p> <p>⑤ 下地材は  が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup>以上( )又は 245N/mm<sup>2</sup>以上( )以下)又は 235N/mm<sup>2</sup>以上( )を超え( )であること。</p> <p>⑥ 間仕切り壁は 及び鋼板( )が使用されていること。</p> <p>⑦ 下地材、 及び鋼板は不燃性材料であること。</p>			
<p>【6-b. 壁増打ち補強】</p> <p>① 鉄筋は SD295A( )が使用され、アンカーは SD345( )が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 295N/mm<sup>2</sup>以上（SD295A）又は 345N/mm<sup>2</sup>以上（SD345）であること。</p> <p>② 塗料は樹脂系塗料かつ国土交通省の認定を受けた難燃材料であること。</p> <p>③ コンクリートの強度が 27.0N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

## 材 料 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
判定基準		結果	検査方法
【6-c. 鉄骨ブレース新設】 鉄骨は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm <sup>2</sup> 以上であること。			
【6-d. 屋根面ブレース追設】 ① ガセットプレートは ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm <sup>2</sup> 以上であること。 ② ターンバックルは JIS A 5540 で定めるもの。			
【6-e. 方杖追設補強】 鉄骨は ■■■■ が使用され、アンカーは SD295A(■■■■) が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm <sup>2</sup> 以上(■■■■)又は 295N/mm <sup>2</sup> 以上(SD295A)であること。			
【6-f. エキスパンションジョイント改造】 追設カバー（屋外）及びカバー（屋内）は ■■■■ が使用されていること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

## 材 料 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
判定基準		結果	検査方法
<p>【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】</p> <p>① サイディングは ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>② 下地材は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）245N/mm<sup>2</sup>以上（■■■■）であること。</p>			
<p>【6-g. 外壁更新(2/2 廃水处理室)】</p> <p>① ALCは JIS A 5416 に定められているものであること。</p> <p>② 鋼板は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>【6-h. 鉄扉補強】</p> <p>鉄扉補強材及び鋼板は ■■■■ が使用されており、鉄扉補強材の強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>【6-i. 鉄扉交換】</p> <p>鉄扉は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－３４に示す。</p>			

## 材 料 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 付属建物放射線管理棟前室		
判定基準		結果	検査方法
<p>【7-a. 放射線管理棟前室新設】</p> <p>① 浅層改良地盤上面の許容応力度が長期 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期 100kN/m<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>② 鉄筋は SD295A( )又は SD345( )が使用されており、強度(降伏点又は耐力)は 295N/mm<sup>2</sup>以上(SD295A)又は 345N/mm<sup>2</sup>以上(SD345)であること。</p> <p>③ 塗料は樹脂系塗料かつ国土交通省の認定を受けた難燃材料であること。</p> <p>④ 追設カバー(屋外)及びカバー(屋内)は が、止水シートは が使用されていること。</p> <p>⑤ 鉄扉は が使用されており、強度(降伏点又は耐力) 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>⑥ シート防水は が使用されていること。</p> <p>⑦ 電力用、計測用及び制御用ケーブルの壁貫通部に施工した耐火シールは国土交通省の認定を受けたものであること。</p> <p>⑧ コンクリートの強度が 24.0N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>備考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

材 料 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 付属建物除染室・分析室</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【8-a. 柱脚補強】 ① 鉄筋は SD345 が使用され、アンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 295N/mm<sup>2</sup>以上 (SD295A) 又は 345N/mm<sup>2</sup>以上 (SD345) であること。 ② 塗料は樹脂系塗料かつ国土交通省の認定を受けた難燃材料であること。 ③ コンクリートの強度が 21.0N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】 鉄骨は █████ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）245N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>【8-c. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨は █████ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）245N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

## 材 料 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室		
判定基準		結果	検査方法
<b>【8-d. 間仕切り壁更新】</b> ① 間仕切り壁は ████████ が使用されていること。 ② ████████ は不燃性材料であること。 ③ 下地材は ████████ が使用されており、強度（降伏点 又は耐力）は 205N/mm <sup>2</sup> 以上であること。 ④ 下地材は不燃性材料であること。 ⑤ 補修材（鋼板）は ████████ が使用されていること及 び不燃性材料であること。 ⑥ 補修材（枠材）は ████████ が使用されて いること及び不燃性材料であること。			
<b>【8-e. エキスパンションジョイント改造】</b> 追設カバー（屋外）及びカバー（屋内）は ████████ が、 止水シートは ████████ が使用されていること。			
<b>【8-f. 外壁サイディング補強】</b> ① 鉄筋及びアンカーは SD295A が使用されており、強 度（降伏点又は耐力）295N/mm <sup>2</sup> 以上であること。 ② 杭（新設部）は、国土交通省認定番号：TACP-0126 による鋼管杭であること。 ③ 下地材は ████████ が使用されており、強度（降伏点 又は耐力）は 205N/mm <sup>2</sup> 以上であること。 ④ サイディングは ████████ が使用されており、強度（降 伏点又は耐力）は 205N/mm <sup>2</sup> 以上であること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

材 料 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室</p>		
<p>判 定 基 準</p>		<p>結 果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【8-g. 鉄扉補強】 鉄扉補強材は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）245N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】 ① 鉄扉鋼板及びシャッタレール部は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm<sup>2</sup>以上であること。 ② シャッタスラット部は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 235N/mm<sup>2</sup>以上（申請者管理値）であること。</p>			
<p>【8-i. 折板追設補強】 折板は ■■■■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup>以上であること。</p>			
<p>備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－３４に示す。</p>			



### 検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：寸法検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟 <input type="checkbox"/> 6-a. 壁新設補強 <input type="checkbox"/> 6-b. 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 6-c. 鉄骨ブレース新設 <input type="checkbox"/> 6-d. 屋根面ブレース追設 <input type="checkbox"/> 6-e. 方杖追設補強 <input type="checkbox"/> 6-f. エキспанションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 6-g. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 6-h. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 6-i. 鉄扉交換 附属建物放射線管理棟前室 <input type="checkbox"/> 7-a. 放射線管理棟前室新設 附属建物除染室・分析室 <input type="checkbox"/> 8-a. 柱脚補強 <input type="checkbox"/> 8-b. 鉄骨ブレース交換補強 <input type="checkbox"/> 8-c. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 8-d. 間仕切り壁更新 <input type="checkbox"/> 8-e. エキспанションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 8-f. 外壁サイディング補強 <input type="checkbox"/> 8-g. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 8-h. 鉄扉及びシャッタ交換 <input type="checkbox"/> 8-i. 折板追設補強 <p style="text-align: right;">検査対象（□内にレ点を入れる）</p>	
確 認 事 項	結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録
備 考：		

## 寸法検査記録





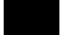
検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
判定基準		結果	検査方法
<p>【6-a. 壁新設補強】</p> <p>① 鉄筋の径寸法は [REDACTED] (JIS G3112) 及びアンカーの径寸法は [REDACTED] (JIS G3112) であること。</p> <p>② 型枠内の寸法 (壁厚) は [REDACTED] mm 以上又は [REDACTED] mm 以上であること。</p> <p>③ 下地材の断面寸法は以下のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED] 申請者管理値)</li> </ul> <p>④ [REDACTED] (JIS A6901)、鋼板の断面寸法は [REDACTED] mm (申請者管理値) であること。</p>			
<p>【6-b. 壁増打ち補強】</p> <p>① 鉄筋の径寸法は [REDACTED] (JIS G3112) 及びアンカーの径寸法は [REDACTED] (JIS G3112) であること。</p> <p>② 型枠内の寸法 (壁厚) は [REDACTED] mm 以上であること。</p>			
<p>【6-c. 鉄骨ブレース新設】</p> <p>鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED]</li> </ul>			
<p>【6-d. 屋根面ブレース追設】</p> <p>鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ターンバックル (JIS A 5540) [REDACTED]</li> </ul>			
<p>備考：          本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日


検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【6-e. 方杖追設補強】 ① 鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ </li> <li>・ </li> </ul> </p> <p>② アンカーの径寸法は  (JIS G3112) であること。</p>			
<p>【6-f. エキスパンションジョイント改造】 追設カバー（屋外）、カバー（屋内）の寸法（板厚）は以下のとおりであること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追設カバー（屋外）  mm (JIS G 4305)</li> <li>・ カバー（屋内）  mm (JIS G 4305)</li> </ul> </p>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】                  ① サイディングの寸法(板厚)は ■■■ mm (JIS G 3321) であること。                  ② 耐火被覆材の寸法(板厚)は ■■■ mm以上(申請者管理値)であること。                  ③ 下地材の断面寸法は以下のとおりであること。                  ・                  ・                  ・  </p>			
<p>【6-g. 外壁更新(2/2 廃水处理室)】                  ① ALCの寸法(板厚)は ■■■ mm (JIS A 5416) であること。                  ② 鋼板の寸法(板厚)は、外側が ■■■ mm、内側が ■■■ mm (JIS G 3194) であること。</p>			
<p>備考：                  本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

## 寸法検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
判定基準		結果	検査方法
<p>【6-h. 鉄扉補強】</p> <p>① 鉄扉補強材の断面寸法は角棒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (申請者管理値 JIS G3191 準用) であること。</p> <p>② 鋼板の寸法は以下のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (申請者管理値)</li> <li>・ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (申請者管理値)</li> </ul>			
<p>【6-i. 鉄扉交換】</p> <p>鉄扉の外形寸法 (JIS A 4702 (W 及び H) 及び JIS G 3193 (t) ) は以下のとおりであること。</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 50px; margin-top: 10px;"></div>			
<p>備考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物放射線管理棟前室		
判定基準		結果	検査方法
<p>【7-a. 放射線管理棟前室新設】</p> <p>① 鉄筋の径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。</p> <p>② 型枠内の寸法は以下のとおりであること。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>③ 追設カバー（屋外）、カバー（屋内）、止水シート、シート防水の寸法（追設カバー（屋外）、カバー（屋内）：JIS G 4305、止水シート、シート防水：申請者管理値）は以下のとおりであること。</p> <p>・ [REDACTED]</p> <p>・ [REDACTED]</p> <p>・ [REDACTED]</p> <p>④ 鉄扉の外形寸法（JIS A 4702 (W及びH) 及び JIS G 3193 (t)）は以下のとおりであること。</p> <p>[REDACTED]</p>			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

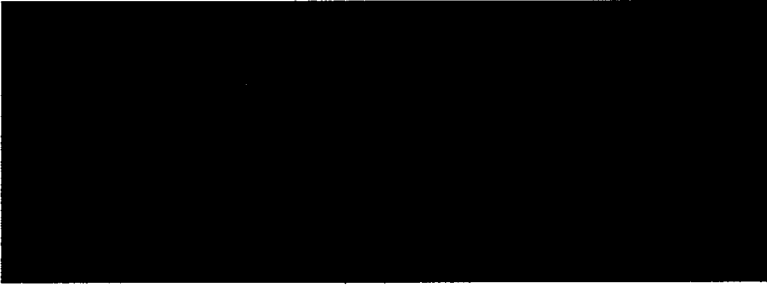

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【8-a. 柱脚補強】 ① 鉄筋の径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) 及びアンカーの径寸法は [REDACTED] (JIS G3112) であること。 ② 型枠内の寸法は以下のとおりであること。 [REDACTED]</p>			
<p>【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】 鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。 [REDACTED]</p>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【8-c. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ </li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>			
<p>【8-d. 間仕切り壁更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① </li> <li>②</li> <li>③</li> <li>④</li> </ul>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			



寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【8-e. エキスパンションジョイント改造】 追設カバー（屋外）、カバー（屋内）、止水シートの寸法（追設カバー（屋外）、カバー（屋内）：JIS G 4305）は以下のとおりであること。 ・追設カバー（屋外） <span style="background-color: black; color: black;">          </span> mm ・カバー（屋内） <span style="background-color: black; color: black;">          </span> mm ・止水シート <span style="background-color: black; color: black;">          </span> mm</p>			
<p>【8-f. 外壁サイディング補強】 ① 鉄筋及びアンカーの径寸法は <span style="background-color: black; color: black;">          </span> (JIS G 3112) であること。 ② 杭（新設部）の外形寸法は <span style="background-color: black; color: black;">                          </span> (JIS G 3444) であること。 ③ 下地材の断面寸法は <span style="background-color: black; color: black;">                          </span> (JIS G 3466) であること。 ④ 鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。 ・ <span style="background-color: black; color: black; display: block; width: 100px; height: 40px; margin: 5px 0;"></span> ・ <span style="background-color: black; color: black; display: block; width: 100px; height: 40px; margin: 5px 0;"></span> ⑤ サイディングの断面寸法は <span style="background-color: black; color: black;">          </span> mm (JIS G 3321) であること。</p>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

## 寸法検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 付属建物除染室・分析室		
判定基準		結果	検査方法
【8-g. 鉄扉補強】 鉄扉補強材の断面寸法は角棒 ■■■■■ (申請者管理値 JIS G3191 準用) であること。			
【8-h. 鉄扉及びシャッター交換】 ①鉄扉の外形寸法が設工認申請書に記載されている寸法に対し、幅(W)及び高さ(H)については JIS A4702 に定める許容差(申請者管理値)、鉄扉鋼板の厚さ(t)については JIS G3193 に定める許容差(申請者管理値)のとおりであること。 ②シャッターの外形寸法が設工認申請書に記載されている寸法に対し、幅(W)及び高さ(H)については JIS A4705 に定める許容差(申請者管理値)、シャッタースラット部及びシャッターレール部の断面寸法については JIS G3193 に定める許容差(申請者管理値)のとおりであること。			
【8-i. 折板追設補強】 折板の寸法(板厚)は ■■■■■ (JIS G 3321) であること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟 <input type="checkbox"/> 6-a. 壁新設補強 <input type="checkbox"/> 6-f. エキспанションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 6-g. 外壁更新 附属建物放射線管理棟前室 <input type="checkbox"/> 7-a. 放射線管理棟前室新設 附属建物除染室・分析室 <input type="checkbox"/> 8-d. 間仕切り壁更新 <input type="checkbox"/> 8-e. エキспанションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 8-f. 外壁サイディング補強  <div style="text-align: right;">検査対象（□内にレ点を入れる）</div>	
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

## 配置検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
判定基準		結果	検査方法
<b>【6-a. 壁新設補強】</b> ① 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管の貫通部の配置位置が設工認申請書のとおりであること。 ② <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 及び鋼板の配置が設工認申請書のとおりであること。			
<b>【6-f. エクспанションジョイント改造】</b> エクспанションジョイントの配置が設工認申請書のとおりであること。			
<b>【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】</b> サイディングの配置が設工認申請書のとおりであること。			
<b>【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】</b> ALCの配置が設工認申請書のとおりであること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

## 配 置 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物放射線管理棟前室		
判定基準		結果	検査方法
<p>【7-a. 放射線管理棟前室新設】</p> <p>① 放射線管理棟前室の配置位置が設工認申請書のとおりであること。</p> <p>② 電力用、計測用、制御用ケーブルの壁貫通部の配置位置が設工認申請書のとおりであること。</p> <p>③ 雨樋の配置位置が設工認申請書のとおりであること。</p> <p>④ エキспанションジョイントの配置位置が設工認申請書のとおりであること。</p>			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 3 4 に示す。</p>			

配 置 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室		
判定基準		結果	検査方法
【8-d. 間仕切り壁更新】 [REDACTED]及び鋼板の配置位置が設工認申請書 のとおりであること。			
【8-e. エキспанションジョイント改造】 エキспанションジョイントの配置位置が設工 認申請書のとおりであること。			
【8-f. 外壁サイディング補強】 ① 杭の配置位置が設工認申請書の記載内容のと おりであること。 ② サイディングの設置位置が設工認申請書のと おりであること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 3 4 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：着底検査

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室 8-f. 外壁サイディング補強</p>		
<p>確認事項</p>	<p>結果</p>	<p>確認方法</p>	
<p>申請者の品質記録が準備されていることを確認する。</p>		<p>記録</p>	
<p>必要な図面等が準備されていることを確認する。</p>		<p>記録</p>	
<p>備考：</p>			

## 着 底 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室		
判定基準		結果	検査方法
<b>【8-f. 外壁サイディング補強】</b> 打設した杭（新設部）の杭頭のGLからの深さと杭の長さの合計が支持層レベル <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 以上であること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－３４に示す。			



### 検 査 前 確 認 事 項

検査年月日                      年                      月                      日

検査場所                              三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検 査 範 囲 及 び 対 象 機 器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟 <input type="checkbox"/> 6-c. 鉄骨ブレース新設 <input type="checkbox"/> 6-d. 屋根面ブレース追設 <input type="checkbox"/> 6-e. 方杖追設補強 <input type="checkbox"/> 6-g. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 6-h. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 6-i. 鉄扉交換 附属建物放射線管理棟前室 <input type="checkbox"/> 7-a. 放射線管理棟前室新設 附属建物除染室・分析室 <input type="checkbox"/> 8-b. 鉄骨ブレース交換補強 <input type="checkbox"/> 8-c. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 8-g. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 8-h. 鉄扉及びシャッタ交換 <input type="checkbox"/> 8-i. 折板追設補強	
検査対象（ <input type="checkbox"/> 内にレ点を入れる）		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

## 据 付 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
判定基準		結果	検査方法
【6-c. 鉄骨ブレース新設】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【6-d. 屋根面ブレース追設】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【6-e. 方杖追設補強】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】 サイディングに耐火被覆材が施工されていること。			
【6-g. 外壁更新(2/2 廃水处理室)】 鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【6-h. 鉄扉補強】 鉄扉補強材及び鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【6-i. 鉄扉交換】 鉄扉の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

据 付 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物放射線管理棟前室</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【7-a. 放射線管理棟前室新設】 鉄扉の設置位置が設工認申請書のとおりである こと。</p>			
<p>備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

## 据付検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室		
判定基準	結果	検査方法	
【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりである こと。			
【8-c. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりである こと。			
【8-d. 間仕切り壁更新】 補修材の設置位置が設工認申請書のとおりであ ること。			
【8-g. 鉄扉補強】 鉄扉補強材の設置位置が設工認申請書のとおり であること。			
【8-h. 鉄扉及びシャッタ交換】 鉄扉及びシャッタの設置位置が設工認申請書の とおりであること。			
【8-i. 折板追設補強】 折板の設置位置が設工認申請書のとおりである こと。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

### 検査前確認事項

検査年月日                      年                      月                      日

検査場所                      三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟 <input type="checkbox"/> 6-a. 壁新設補強 <input type="checkbox"/> 6-b. 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 6-c. 鉄骨ブレース新設 <input type="checkbox"/> 6-d. 屋根面ブレース追設 <input type="checkbox"/> 6-e. 方杖追設補強 <input type="checkbox"/> 6-f. エキспанションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 6-g. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 6-h. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 6-i. 鉄扉交換 付属建物放射線管理棟前室 <input type="checkbox"/> 7-a. 放射線管理棟前室新設 付属建物除染室・分析室 <input type="checkbox"/> 8-a. 柱脚補強 <input type="checkbox"/> 8-b. 鉄骨ブレース交換補強 <input type="checkbox"/> 8-c. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 8-d. 間仕切り壁更新 <input type="checkbox"/> 8-e. エキспанションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 8-f. 外壁サイディング補強 <input type="checkbox"/> 8-g. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 8-h. 鉄扉及びシャッタ交換 <input type="checkbox"/> 8-i. 折板追設補強	検査対象（□内にレ点を入れる）	
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

## 外 観 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
	判定基準	結果	検査方法
	【6-a. 壁新設補強】 ① 新設した壁表面に有害な傷及び変形がないこと。 ② [REDACTED] 及び鋼板に有害な傷及び変形がないこと。		
	【6-b. 壁増打ち補強】 増打した壁表面に有害な傷及び変形がないこと。		
	【6-c. 鉄骨ブレース新設】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。		
	【6-d. 屋根面ブレース追設】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。		
	【6-e. 方杖追設補強】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。		
	【6-f. エクспанションジョイント改造】 エクспанションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

## 外 観 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
	判定基準	結果	検査方法
	【6-g. 外壁更新(1/2 廃棄物一時貯蔵所)】 サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。		
	【6-g. 外壁更新(2/2 廃水処理室)】 鋼板及びALCに有害な傷及び変形がないこと。		
	【6-h. 鉄扉補強】 鉄扉、鉄扉補強材及び鋼板に有害な傷及び変形がないこと。		
	【6-i. 鉄扉交換】 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

外 観 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物放射線管理棟前室		
判定基準		結果	検査方法
<p>【7-a. 放射線管理棟前室新設】</p> <p>① 新設した放射線管理棟前室に有害な傷及び変形がないこと。</p> <p>② 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。</p> <p>③ エキспанションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。</p> <p>④ 屋根にシート防水が施工されていること。</p>			
<p>備考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			



## 外 観 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室		
	判定基準	結果	検査方法
	【8-a. 柱脚補強】 床表面に有害な傷及び変形がないこと。		
	【8-b. 鉄骨ブレース交換補強】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。		
	【8-c. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。		
	【8-d. 間仕切り壁更新】 ① ■■■■■及び鋼板に有害な傷及び変形がないこと。 ② 補修材に有害な傷及び変形がないこと。 ③ 補修材（鋼板）が消防法に定める公称作動温度■■■■■にて作動し、ガラリーを閉止する仕様になっていること。		
	【8-e. エキспанションジョイント改造】 エキспанションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。		
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。		

## 外 観 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室		
判定基準		結果	検査方法
【8-f. 外壁サイディング補強】 サイディングに有害な傷及び変形がないこと。			
【8-g. 鉄扉補強】 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。			
【8-h. 鉄扉及びシャッター交換】 鉄扉及びシャッターに有害な傷及び変形がないこと。			
【8-i. 折板追設補強】 折板に有害な傷及び変形がないこと。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式））  附属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式））  <div style="text-align: right;">検査対象（<input type="checkbox"/>内にレ点を入れる）</div>		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

材 料 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 放射線管理棟、付属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用（固定式）） 堰（内部溢水止水用（一部脱着式））</p>		
<p>判 定 基 準</p>		<p>結 果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【堰（内部溢水止水用（固定式））】 ① アンカーボルト及び鋼材には ████████ が使用されており、その強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup> 以上であること。 ② コーキング材は耐薬品性を有する ████████ であること。</p>			
<p>【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】 ① アンカーボルト及び鋼材には ████████ が使用されており、その強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm<sup>2</sup> 以上であること。 ② 止水板は ████████ ████████ が装着されたものであること。 ③ コーキング材は耐薬品性を有する ████████ であること。</p>			
<p>備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－34に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：寸法検査

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(3)  <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式））  <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式））</p> <p>附属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(3)  <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式））  <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式））</p> <p style="text-align: right;">検査対象（□内にレ点を入れる）</p>	
<p style="text-align: center;">確 認 事 項</p>	<p style="text-align: center;">結 果</p>	<p style="text-align: center;">確認方法</p>
<p>申請者の品質記録が準備されていることを確認する。</p>		<p style="text-align: center;">記録</p>
<p>必要な図面等が準備されていることを確認する。</p>		<p style="text-align: center;">記録</p>
<p>検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。</p>		<p style="text-align: center;">記録</p>
<p>備 考：</p>		

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用(固定式)) 堰(内部溢水止水用(一部脱着式))</p>		
<p>判定基準</p>	<p>結果</p>	<p>検査方法</p>	
<p>【堰(内部溢水止水用(固定式))】 ① アンカーボルトの径寸法は [ ] (JIS B 0205) であること。 ② 鋼材の断面寸法は以下のとおりであること。 [ ] ③ 堰の高さ寸法は設工認申請書の設計確認値 ([ ] 以上) のとおりであること。</p>			
<p>【堰(内部溢水止水用(一部脱着式))】 ① アンカーボルトの径寸法は [ ] (JIS B 0205) であること。 ② 止水板の外形寸法は [ ] [ ] に対し、許容値が JIS B 0405 粗級であること。 ③ 堰の高さ寸法は設工認申請書の設計確認値 ([ ] mm 以上) のとおりであること。</p>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設                  附属建物除染室・分析室                  非常用設備                  緊急対策設備(3)                  堰（内部溢水止水用（固定式））                  堰（内部溢水止水用（一部脱着式））</p>	
<p>判定基準</p>	<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【堰（内部溢水止水用（固定式））】</p> <p>① アンカーボルトの径寸法は [ ] (JIS B 0205) であること。</p> <p>② 鋼材の断面寸法は [ ] に鋼板 (JIS G 4305) [ ] を溶接したものであること。</p> <p>③ 堰の高さ寸法は設工認申請書の設計確認値 ([ ]) のとおりであること。</p>		
<p>【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】</p> <p>① アンカーボルトの径寸法は [ ] (JIS B 0205) であること。</p> <p>② 止水板の外形寸法及は [ ] に対し、許容値が JIS B 0405 粗級であること。</p> <p>③ 堰の高さ寸法は設工認申請書の設計確認値 ([ ]) のとおりであること。</p>		
<p>備考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>		

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：員数検査

検 査 範 囲 及 び 対 象 機 器	その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器  付属建物放射線管理棟前室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器  <div style="text-align: right;">検査対象（<input type="checkbox"/>内にレ点を入れる）</div>	
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		



検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：員数検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 附属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器		
		検査対象（ <input type="checkbox"/> 内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

## 員 数 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟		
判定基準		結果	検査方法
設備、機器の員数は以下のとおりであること。			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 34 に示す。</p> <p>立会いを実施した設備： _____</p> <p>各設備、機器の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用照明： ■ 台</li> <li>・誘導灯：避難口誘導灯 ■ 個、通路誘導灯 ■ 個</li> <li>・堰（内部溢水止水用（固定式））： ■ 個</li> <li>・堰（内部溢水止水用（一部脱着式））： ■ 個</li> <li>・放送設備（スピーカ）： ■ 台</li> <li>・通信連絡設備（電話設備）：有線式 ■ 台、無線式 ■ 台</li> <li>・火災感知設備及びそれに連動する警報設備：熱感知器 ■ 個、煙感知器 ■ 個、 空气管式感知器 ■ 基、発信機（P型） ■ 個、警報装置（ベル） ■ 個</li> <li>・消火器：粉末消火器 10 型 ■ 本、二酸化炭素消火器 7 型 ■ 本、金属用消火器 ■ 本</li> </ul>			

員 数 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 付属建物放射線管理棟前室		
判 定 基 準		結 果	検 査 方 法
設備、機器の員数は以下のとおりであること。			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p> <p>立会いを実施した設備： _____</p> <p>各設備、機器の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用照明：■台</li> <li>・誘導灯：避難口誘導灯 ■個</li> <li>・放送設備（スピーカ）：■台</li> <li>・火災感知設備：熱感知器 ■個</li> <li>・消化器：粉末消火器 10型 ■本</li> </ul>			

## 員 数 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 付属建物除染室・分析室		
判定基準		結果	検査方法
設備、機器の員数は以下のとおりであること。			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p> <p>立会いを実施した設備： _____</p> <p>各設備、機器の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用照明：■台</li> <li>・誘導灯：避難口誘導灯■個、通路誘導灯■個</li> <li>・堰（内部溢水止水用（固定式））：■個</li> <li>・堰（内部溢水止水用（一部脱着式））：■個</li> <li>・非常ベル設備：■個</li> <li>・放送設備（スピーカ）：■台</li> <li>・通信連絡設備（電話設備）：有線式■台、無線式■台</li> <li>・火災感知設備及びそれに連動する警報設備：熱感知器■個、煙感知器■個、 空气管式感知器■基、発信機（P型）■個、警報装置（ベル）■個</li> <li>・消火器：粉末消火器10型■本、二酸化炭素消火器7型■本</li> </ul>			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日  
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器  付属建物放射線管理棟前室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器	
検査対象（ <input type="checkbox"/> 内にレ点を入れる）		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 附属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備. <input type="checkbox"/> 消火器		
検査対象（ <input type="checkbox"/> 内にレ点を入れる）			
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

## 配 置 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟 附属建物放射線管理棟前室 附属建物除染室・分析室		
判定基準		結果	検査方法
放射線管理棟 【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】 設備、機器の配置位置は設工認申請書のとおりであること。			
附属建物放射線管理棟前室 【非常用照明、誘導灯、火災感知設備、消火器】 設備、機器の配置位置は設工認申請書のとおりであること。			
附属建物除染室・分析室 【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】 設備、機器の配置位置は設工認申請書のとおりであること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙 - 34 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：系統検査

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/>非常用照明 <input type="checkbox"/>誘導灯</p> <p>付属建物放射線管理棟前室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/>非常用照明 <input type="checkbox"/>誘導灯</p> <p>付属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/>非常用照明 <input type="checkbox"/>誘導灯</p> <p style="text-align: right;">検査対象 (□内にレ点を入れる)</p>	
<p style="text-align: center;">確 認 事 項</p>	<p style="text-align: center;">結 果</p>	<p style="text-align: center;">確 認 方 法</p>
<p>申請者の品質記録が準備されていることを確認する。</p>		<p style="text-align: center;">記 録</p>
<p>必要な図面等が準備されていることを確認する。</p>		<p style="text-align: center;">記 録</p>
<p>備 考：</p>		



## 系 統 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟 附属建物放射線管理棟前室 附属建物除染室・分析室		
判 定 基 準		結 果	検 査 方 法
放射線管理棟 非常用照明及び誘導灯は非常用電源系統に接続 されていること。			
附属建物放射線管理棟前室 非常用照明及び誘導灯は非常用電源系統に接続 されていること。			
附属建物除染室・分析室 非常用照明及び誘導灯は非常用電源系統に接続 されていること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 3 4 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備  付属建物放射線管理棟前室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備	
検査対象（ <input type="checkbox"/> 内にレ点を入れる）		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 付属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 <div style="text-align: right;">検査対象（<input type="checkbox"/>内にレ点を入れる）</div>		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

## 据 付 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 放射線管理棟 附属建物放射線管理棟前室 附属建物除染室・分析室</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>放射線管理棟 【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、 堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、放送設備、通 信連絡設備（電話設備）火災感知設備及びそれに連動 する警報設備】 設備、機器の設置位置は設工認申請書のとおりであ ること。</p>			
<p>附属建物放射線管理棟前室 【非常用照明、誘導灯、放送設備、火災感知設備】 設備、機器の設置位置は設工認申請書のとおりであ ること。</p>			
<p>附属建物除染室・分析室 【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、 堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、 放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備 及びそれに連動する警報設備】 設備、機器の設置位置は設工認申請書のとおりであ ること。</p>			
<p>備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙 - 34 に示す。</p>			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検 査 範 囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器  付属建物放射線管理棟前室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器  <div style="text-align: right;">検査対象（<input type="checkbox"/>内にレ点を入れる）</div>	
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 附属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器		
検査対象（ <input type="checkbox"/> 内にレ点を入れる）			
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

## 外 観 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟 付属建物放射線管理棟前室 付属建物除染室・分析室	
判定基準	結果	検査方法
放射線管理棟 【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部止水用（固定式））、堰（内部止水用（一部脱着式））、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】 設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。		
付属建物放射線管理棟前室 【非常用照明、誘導灯、放送設備、火災感知設備、消火器】 設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。		
付属建物除染室・分析室 【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部止水用（固定式））、堰（内部止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】 設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙 - 34 に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：作動検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備  付属建物放射線管理棟前室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備	
検査対象（ <input type="checkbox"/> 内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録
備考：		



検 査 前 確 認 事 項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：作動検査

検 査 範 囲 及び対象機器	その他の加工施設 附属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電 話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 <div style="text-align: right;">検査対象（<input type="checkbox"/>内にレ点を入れる）</div>		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記 録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記 録	
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記 録	
備 考：			

作 動 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p>		
<p>判定基準</p>	<p>結果</p>	<p>検査方法</p>	
<p>【非常用照明、誘導灯】 非常用電源のブレーカを開放後、■秒以上バッテリーにより点灯すること。</p>			
<p>【放送設備、通信連絡設備（電話設備）】 正常に作動すること。</p>			
<p>【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】 ① 自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。 ② 自動火災報知設備（ベル）が正常に作動すること。 ③ 自動火災報知設備（発信機）が正常に作動すること。</p>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 3 4 に示す。 立会検査で使用した計測器を別紙－ 3 3 に示す。</p>			

作 動 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検 査 範 囲 及 び 対 象 機 器	その他の加工施設 附属建物放射線管理棟前室 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯 非常用通報設備 放送設備 自動火災報知設備 火災感知設備		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
【非常用照明、誘導灯】 非常用電源のブレーカを開放後、■秒以上バッテリーにより点灯すること。			
【放送設備】 正常に作動すること。			
【火災感知設備】 自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 3 4 に示す。 立会検査で使用した計測器を別紙－ 3 3 に示す。			

## 作 動 検 査 記 録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 付属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p>	
<p>判定基準</p>	<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>【非常用照明、誘導灯】 非常用電源のブレーカを開放後、■秒以上バッテリーにより点灯すること。</p>		
<p>【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)】 正常に作動すること。</p>		
<p>【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】 ① 自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。 ② 自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。 ③ 自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。</p>		
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。 立会検査で使用した計測器を別紙-33に示す。</p>		

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設  <input type="checkbox"/>放射線管理棟  <input type="checkbox"/>付属建物放射線管理棟前室  <input type="checkbox"/>付属建物除染室・分析室</p> <p>その他の加工施設          放射線管理棟          非常用設備          緊急対策設備(1)  <input type="checkbox"/>非常用照明   <input type="checkbox"/>誘導灯   <input type="checkbox"/>安全避難通路          緊急対策設備(3)  <input type="checkbox"/>堰（内部溢水止水用（固定式））  <input type="checkbox"/>堰（内部溢水止水用（一部脱着式））          非常用通信設備  <input type="checkbox"/>放送設備   <input type="checkbox"/>通信連絡設備（電話設備）          自動火災報知設備  <input type="checkbox"/>火災感知設備及びそれに連動する警報設備          消火設備  <input type="checkbox"/>消火器</p> <p style="text-align: right;">検査対象（<input type="checkbox"/>内にレ点を入れる）</p>	
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設                  附属建物放射線管理棟前室                  非常用設備                  緊急対策設備(1)                    <input type="checkbox"/>非常用照明   <input type="checkbox"/>誘導灯                  非常用通信設備                    <input type="checkbox"/>放送設備                  自動火災報知設備                    <input type="checkbox"/>火災感知設備                  消火設備                    <input type="checkbox"/>消火器</p> <p>その他の加工施設                  附属建物除染室・分析室                  非常用設備                  緊急対策設備(1)                    <input type="checkbox"/>非常用照明   <input type="checkbox"/>誘導灯   <input type="checkbox"/>安全避難通路                  緊急対策設備(3)                    <input type="checkbox"/>堰（内部溢水止水用（固定式））                    <input type="checkbox"/>堰（内部溢水止水用（一部脱着式））                  非常用通信設備                    <input type="checkbox"/>非常ベル設備   <input type="checkbox"/>放送設備   <input type="checkbox"/>通信連絡設備（電話設備）                  自動火災報知設備                    <input type="checkbox"/>火災感知設備及びそれに連動する警報設備                  消火設備                    <input type="checkbox"/>消火器</p> <p style="text-align: right;">検査対象（<input type="checkbox"/>内にレ点を入れる）</p>	
<p>確認事項</p>	<p>結果</p>	<p>確認方法</p>
<p>申請者の品質記録が準備されていることを確認する。</p>		<p>記録</p>
<p>必要な図面等が準備されていることを確認する。</p>		<p>記録</p>
<p>備考：</p>		

設計変更の生じた構築物等に対する  
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理棟		
判定基準		結果	検査方法
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災等による損傷の防止（第 4 条第 3 項）</li> <li>・ 安全機能を有する施設の地盤（第 5 条）</li> <li>・ 地震による損傷の防止（第 6 条第 1 項）</li> <li>・ 外部からの衝撃による損傷の防止（第 8 条第 1 項及び第 2 項）</li> <li>・ 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第 9 条）</li> <li>・ 加工施設における溢水による損傷の防止（第 1 0 条）</li> <li>・ 閉じ込めの機能（第 1 2 条）</li> <li>・ 遮蔽（第 1 3 条第 1 項及び第 2 項）</li> <li>・ 核燃料物質等による汚染の防止（第 1 5 条）</li> <li>・ 放射線管理施設（第 2 2 条）</li> </ul>			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 3 4 に示す。</p>			

設計変更の生じた構築物等に対する  
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 付属建物放射線管理棟前室		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。  ・火災等による損傷の防止（第4条第3項） ・安全機能を有する施設の地盤（第5条） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項） ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条） ・閉じ込めの機能（第12条）			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 3 4 に示す。			



設計変更の生じた構築物等に対する  
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 附属建物除染室・分析室		
判定基準	結果	検査方法	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料物質の臨界防止（第3条第2項）</li> <li>・火災等による損傷の防止（第4条第3項）</li> <li>・安全機能を有する施設の地盤（第5条）</li> <li>・地震による損傷の防止（第6条第1項）</li> <li>・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）</li> <li>・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）</li> <li>・加工施設における溢水による損傷の防止（第10条）</li> <li>・閉じ込めの機能（第12条）</li> <li>・遮蔽（第13条第1項及び第2項）</li> <li>・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）</li> </ul>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>			

設計変更の生じた構築物等に対する  
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

<p align="center">検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 放射線管理棟 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用(固定式)) 堰(内部溢水止水用(一部脱着式)) 非常用通信設備 放送設備、通信連絡設備(電話設備) 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 消火器</p>	
<p align="center">判定基準</p>	<p align="center">結果</p>	<p align="center">検査方法</p>
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・火災等による損傷の防止(第4条第1項及び第3項) ・地震による損傷の防止(第6条第1項) ・加工施設における溢水による損傷の防止(第10条) ・閉じ込めの機能(第12条) ・安全機能を有する施設(第16条第2項) ・警報設備等(第18条第1項) ・安全避難通路等(第19条) ・非常用電源設備(第23条第1項及び第2項) ・通信連絡設備(第24条第1項)</p>		
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。</p>		

設計変更の生じた構築物等に対する  
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 附属建物放射線管理棟前室 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯 非常用通信設備 放送設備 自動火災報知設備 火災感知設備 消火設備 消火器		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・火災等による損傷の防止（第4条第1項） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） ・警報設備等（第18条第1項） ・安全避難通路等（第19条） ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項） ・通信連絡設備（第24条第1項）			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する  
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 付属建物除染室・分析室 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用(固定式)) 堰(内部溢水止水用(一部脱着式)) 非常用通信設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 消火器	
判定基準	結果	検査方法
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・火災等による損傷の防止(第4条第1項及び第3項) ・地震による損傷の防止(第6条第1項) ・加工施設における溢水による損傷の防止(第10条) ・閉じ込めの機能(第12条) ・安全機能を有する施設(第16条第2項) ・警報設備等(第18条第1項) ・安全避難通路等(第19条) ・非常用電源設備(第23条第1項及び第2項) ・通信連絡設備(第24条第1項)		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-34に示す。		

## 使用計測器一覧表

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

## 1) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

## 2) 本設計器以外の計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記 録 一 覧 表

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 \_\_\_\_\_ 三菱原子燃料株式会社

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考